

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和3年度光市一般会計予算（教育委員会所管分）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

それでは、197ページの下段、奨学金貸付審議会ですが、最近の貸付け状況、返済状況についてちょっとお示してください。

○河本学校教育課長

今手元に正式な数のデータ等そろえておりませんが、ここ近年は数名程度でこの奨学金の人数等推移しているところでございます。

以上です。

○河村委員

それは、高校生ということに理解してええですか。

○河本学校教育課長

高校生というより大学生への形も存在していると、高校生に限るものではありません。

以上です。

○河村委員

高校生に限ったものじゃないんですけど、実際の今支給対象があるのは、今Y I Cがああいう状況ですから、あまり奨学金を求める方がいらっしやらないかなと。例えば、前年度でいえば高校生だけかなと思ったんですが、大学生もおるということでええですか。

○河本学校教育課長

基本的には、今おっしゃられたとおりの状況にあるというふうに捉えております。

以上です。

○河村委員

その次の教育委員会事務評価委員会委員報酬ということなんですが、どんな方が評価委員になっておられるんですか。

○升教育総務課長

事務評価委員がどんな方かというお尋ねをいただきました。

こちらにつきましては、法律に基づきまして、学識経験を有する方となっておりますので、3名の方をお願いをしているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

その学識経験者というのは、どういう学識なのか。ちゅうのは、事務評価をするということなんで、そういった教育関係に携われた方を指しておられるのか、いろんな、例えば会計をやっておられる方とか、そういった学識の特徴。

○升教育総務課長

学識の特徴ということでございます。

教育は幅広い分野がございますので、例えば学校教育でありますとか社会教育、また全般を通じて地域で地域活動に貢献されていらっしゃるような方、そういった方々、幅広い分野で活躍されていらっしゃる方をお願いをしているというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

幅広い活動といえればそれで片づけられるんですが。

3人しかいらっしゃらないんで、なかなか広くというんじゃないかと、こういった専門的な学識経験というような方が望ましいんじゃないかと思っておりますので、選考される時にはその辺りのところをよく考慮していただけたらと思います。

それから、その次のいじめ問題なんですが、最近の状況をちょっと教えてもらっていいですか。

○河本学校教育課長

いじめの状況ということで、いじめの認知件数で捉えておるところでございますが、認知件数に関しましては近年増加傾向にあります。

ただ、これは、学校、教職員等の見守り、見取りが以前よりも増して精度が上がっているという状況としても捉えておまして、認知件数は増えているものの、いじめが解決する解消率についてはほぼ100%に近い状況で推移しておりますので、この現状をしっかりと続けていければというふうに捉えております。

以上です。

○河村委員

理解できるんですが、増加傾向というのは、ちょっと私もう2年ぶりにまたこっち帰ってきたんで、どの程度の数字の把握をされておるのかをちょっと教えてください。

○河本学校教育課長

これも今ちょっと手元にきめ細かな数字が無いので数はちょっと控えますけれども、3桁に近い数値での認知件数にあらうかと思えます。

ただ、全て重大事態等につながらないように事前、事前に早期発見に努めてており、非常に小さなところからきっちりと取り上げるスタンスで動いているところでもあります。以上です。

○河村委員

従前の確認ではそんな大した大きな数じゃなかったような気がするんですが、小さなものから拾っていけばその程度はあったかなという認識があったんで、その程度の認知件数であると。分かりました。

それから、199ページの中段、サーバー保守それからサーバー機器の借上げということで、タブレットのこれは話なんだと思う。じゃない、何の話かいね、これ、サーバーは。

○升教育総務課長

説明でも若干申し上げましたが、教育庁舎内に教育情報センターということで、市内の小中学校とネットワークで接続をしているものがございます。こちらのサーバー等、機器でありますとかソフトウェアとかそういったものの保守に係る委託料及び借上料を計上いたしております。

以上でございます。

○河村委員

学校と教育庁舎との連携を図るためのサーバーということですね。分かりました。

それから、その下の自治体国際化協会の負担金、主事を2名とこういうふうに言われたんですが、もうちょっと教えてもらっていいですか。

○升教育総務課長

自治体国際化協会負担金の内容の内訳というお尋ねであらうかと存じます。

こちらについては、JETプログラムという全国的な仕組みがございまして、こちらに依頼して人員を派遣していただくというような形を取っております。そちらに対する負担金でございますが、主なものを申し上げますと、来日する負担金ということで1人当たり15万円掛ける2名の30万円、また人員割の会費部分でございますが、こちらは9万2,000円掛ける2名分というようなことでございます。

また、今年度、新型コロナウイルス感染症に対する渡航費用増額ということで、43万円程度例年より増額をしているというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

A L Tか何かを来日させるための負担金ということなんですね。

それから、201ページの中段の山口県造形教育研究会というのをちょっと教えてもらっていいですか。

○委員長

河村委員、これ所管外になるんで。

○河村委員

そうかいね。今説明の中へなかったんかいね。幼児教育が、ここだけ別なんやね。

○森戸委員

1点だけ、199ページの解体設計委託なんですけど、ここの部分に関しては、さつきに関して、コミュニティープランで花壇の花づくりの場にするというようなことであつたと思います。賞も受けておられたと思いますが。そういったコミュニティープランとの整合性といいますか、その辺の了解は得ておられるのかという点をちょっと確認だけさせていただきます。

○升教育総務課長

旧さつき幼稚園の解体についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、委員お示しのとおり、閉園をしてから地域の方々が活用されていらっしゃるということは存じております。

このたび解体を上げさせていただいたのは、建物また附属施設の取り壊しといいますか、解体の部分に係るものでございます。

ですので、今後の跡地等については、今のところは未定ということでございます。

以上でございます。

○森戸委員

それと、今の答弁のところにちょっと関連するんですけど、ここ自体の庁内での活用案みたいなものはあつたんですか。こことかつるみも含めてですけど、つるみのほうは福祉のほうでそんな話があつたとは思いますが、またこちらに資産として返ってきているんだろうと思うんですが。活用策、その辺が分かれば。

○升教育総務課長

庁内の方針というような御質問かと思えます。

こちらにつきましては、公共施設等総合管理計画ということで市全体の計画がございまして。その中で、廃止する施設については活用中からその後の方針を検討するという事になっております。そういった意味で、そのときに所管をしておりました福祉保健部のほうで、つるみ、さつきについて方針を定めておりました。

その結果、つるみのほうがああいう形で変更になりましたけれども、そういった意味で現在のところは、つるみにおいてもさつきにおいても今後の活用の方針というのは未

定というのが現状でございます。

以上です。

○森戸委員

解体した後に、活用策がないということなんですが、その後はどうするんですか。所管としての所有なのかどうなのか、その辺のところですか。

○升教育総務課長

解体のその後というお尋ねと存じます。

解体をして教育財産ではなく普通財産となりますので、財政の所管課のほうに所管替えとなろうと考えております。

○森戸委員

了解しました。もう教育委員会では一切手が切れるということですね。

○升教育総務課長

再度申し上げますが、解体をして普通財産となり、所管替えとなります。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

もう一点ほど、201ページの先ほどスクールライフ支援事業のところ、診療カウンセラーと社会福祉士の説明があったと思うんですが、どんな状況なんでしょうか。要は、診療を受けられる相談件数と伺いますか、そういったものをちょっと教えてください。

○河本学校教育課長

診療カウンセラー、社会福祉士の状況についてですが、まず、診療カウンセラーにつきましては年間12回の派遣という形を取っております。子供の直接の相談事もございますが、教職員の研修並びに保護者との対応等でもこの診療カウンセラーの派遣を充てておるところであります。

一方、社会福祉士に関しましては、事案対応になります。事案ごとに直接社会福祉士が入って行って、保護者の困り感、あと学校との橋渡し等々を行ってございまして、現在対応件数等今手元にはございませんが、各学校の要請に応じてこの社会福祉士を派遣するという対応を取っております。

以上でございます。

○河村委員

大まかには分かるんですが、要は、例えば昨年度でいえば、どの程度の実態があった

のかという。

○河本学校教育課長

件数等、すいません、また資料等を精査した上でお答えさせていただければと思っております。

以上です。

○河村委員

状況としたら、あまり事案としては出ていないという解釈でええんだと思うんです。

診療カウンセラーについても、年12回来てもらっていますが、これは各学校に1回ずつとかそういう格好で、教師あるいは保護者の研修会とかそういったものに出ているという解釈でええんですか。

○河本学校教育課長

今、委員さんおっしゃったとおり、学校側の要請等に応じて診療カウンセラーを派遣しております。

先ほどの社会福祉士、スクールソーシャルワーカーの派遣に関してですが、元年度につきましては、合計で108回程度、各事案、ケースに入っている状況がございます。

以上です。

○河村委員

108回もあつたら結構頻度がすごい状況で、どんなケースが一番多いですか。

○河本学校教育課長

こちらも特に多いケースというのは特定できない状況ではあるんですが、この社会福祉士の仕事は環境面から子供を救っていく、環境の改善から子供の安定を図るという役割を持っておりますので、ケースを特定するというのは少々難しい状況がございます。

以上です。

○河村委員

結構です。

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、資料の203ページに通信運搬費とありまして、これが先ほどG I G Aに関するL T Eの事業が主とありまして、また同じように中学校におきまして、中学校の

通信運搬費、207ページの1,951万7,000円、これもG I G Aに関するものが主だとありましたけども。

概要のほうの中にもありましたけども、概要の35ページにG I G Aが5,712万8,000円とありますけども、それぞれのG I G Aの項目というのは各節とか説明にはありませんでしたけども。このG I G Aに関する金額が主なのはこの通信運搬費の2項目だと思いますけれども、それ以外に係るのがありましたら教えていただきたいと思います。

○升教育総務課長

G I G Aに関する費用というお尋ねをいただきました。

委員仰せのとおり、主なものは通信運搬費ということになります。G I G Aの関係で増えたのが、通信運搬費でいうと、小中学校合わせまして約5,200万円となります。

また、説明をいたしましたI C T支援業務委託料、こちらにつきまして小中学校合わせまして485万8,000円、またクラウドアプリケーション上で利用するという事で補償金というのが生じますが、これが小中学校合わせて51万2,000円と、これらを合わせますと約5,700万円の増となる見込みでございます。

また、これに加えまして、説明で申し上げましたように光市教育先端技術研究事業というような事業も始まりますので、そういった経費も含まれてこようかと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

もう一点、よろしいですか。

就学援助事業ですけども、小学校のほうで、207ページが3,300万円、これが令和2年度の予算が3,500万円でありまして、約200万円の減というふうになっておりますけども。今、コロナの状況で、また市税の徴収等も減っているという状況で、基本的に所得が下がるという傾向を予測されていると思いますけども、それについてどういうふうに考慮されているか。

また、あわせまして中学校のほうの211ページ、これは令和2年の予算が3,190万円と3,200万円と10万円程度の、これはほぼ同額でありますけども。その辺のコロナに対して収入減ということについてどのように考慮されているかを確認をしたいと思います。

○升教育総務課長

就学援助に関するお尋ねを頂きました。

まず、税収減、コロナによる所得の減というところでございますが、こちらにつきましてはなかなか個人ごとに把握するのが難しいということもございまして、このたびの予算の中には考慮をいたしておりません。

ただ、こちらにつきましては扶助費という性質上、弾力的に対応できるように、例年の実績よりも若干高めに認定率を見ております。そういったことで対応できるというふうに考えております。

また、小学校費の前年度3,500万円から200万円の減、3,300万円、また中学校費は前年度比10万円増の3,200万円となっておりますが、こちらの積算は対象の児童数、生徒数で計算をしております。

小学校が減になっておりますのは、2年度、学用品費の項目で申し上げますと、460人で見込んでおったものを令和3年度は439人と減少で見込んでおりますので、予算額も併せて減となったということで御理解頂きたいと存じます。

以上です。

○仲小路委員

いいです。

○河村委員

先ほどの通信運搬費のところちょっとお尋ねするんですが、子供たちがどういう環境にあるかとか、スマートフォンとかあるいはパソコンをどの程度持っておるかという調査とか把握をやったんでしょうか。

○河本学校教育課長

前回の委員会でもお話頂いた案件だと思うんですが、その後、改めてスマートフォンの所持率等の調査というのについては行っていない状況でございます。

○河村委員

とすると、例えばこのタブレットを家に持って帰ったりしたときに、Wi-Fi環境にあるかないかということも理解できんということになるんですいね。要は、活用方法、利用の仕方について、どのような形でまとまったんですか。

○升教育総務課長

家庭のWi-Fi環境等のお話だろうと思います。

現在のところは、平常時は学校で使用と、先般のような臨時休業になったときには持ち帰りも想定をしております。そういったことで考えておりますが、Wi-Fiの環境ということで、導入、去年の夏頃だったと思いますが、全員ではありませんが、ある学年をピックアップして聞き取りを行っております。その結果でいうと、約9割の家庭でWi-Fiが整備をされているということで認識しております。

今、非常時に持ち帰りをするケースもあり得ますので、保護者への連絡文書等についてはWi-Fiの活用等もお願いしたいという旨のお知らせはいたしているところでございます。

以上です。

○河村委員

小学校でWi-Fi環境が9割ある。通常、そんなに高いことはないと思っております。

すが、それじゃ残った1割の方というのはある程度把握しているという理解でええですか。

○升教育総務課長

子供というよりはその御家庭の通信状況ということで考えております。これは、先ほど申し上げたように一部の学年でございますので、まだそれを全ての結果としているわけではございませんが、全国的な調査等を見ると7割から85%程度、自治体によって違いますが、それぐらいの御家庭が整備をされておるということで、もしその御家庭にお持ち帰りいただいてWi-Fi環境がないということをもとに見るとなると3割の御家庭はWi-Fi、うちはLTEなので持ち帰りしても大丈夫ですが、Wi-Fiを活用することになれば3割程度の方が何らかの手当てが必要というふうに予算を立てるときは考えました。

以上でございます。

○河村委員

全国的な調査はある、どこの地域か知りません。この光市でどの程度の活用方法があるというか。ある調査によれば、1日でそういったパソコンあるいはゲームに集中している時間が3時間程度やっている子供が一番多いというふうに言われておりましたが。そういったことを含めて、どうも私が聞いた範囲内では、中学校でもそういったWi-Fi環境にあるのが8割程度で、スマホを持っているか持っていないかというときに、持っている子はそんなに多くない。たまたま持っていたり、親のお下がりであったり、要するにWi-Fi環境がなければ使えないようなそういったケースが多いというふうに聞いておりましたが。

今言った取扱いについてのまとまったあれができたんですか。

○升教育総務課長

取扱い、持ち帰り等に関することかと存じます。

先ほども少し申し上げましたが、今のところ、そういった臨時休業等の非常時には持ち帰りを想定しておりますが、通常の場合、平時の際には持ち帰りは今のところは想定をしておりません。

今学校において、端末の活用の仕方、便利さ、また危険さ、その辺りをしっかり教育をしてから、それから活用を考えていくということで進めております。

以上でございます。

○河村委員

一番元はそのLTE方式を採用するかどうかというところで、費用が相当変わったと思うんです。聞いた話では、13市の中で11市はWi-Fi方式をやったと。そのWi-Fiのタブレットも何か県が間に入って皆購入したという話を聞くので、金額の比較がどういうふうになったかちゅうのが、ちょっと私には理解できんですが。

○升教育総務課長

W i — F i 方式とL T E方式の金額の比較ということだろうと存じます。

さきの委員会でも若干お答えをさせていただきましたが、昨年6月でございますが、こちらの議会でL T E方式に変更すること、またそれに伴う予算、通信運搬費を上程させていただいたところでございます。そちらで費用比較を、当然委員さん御指摘のとおりいたしました。

そうしたところ、3月の補正予算ではW i — F i 方式ということで御議決を頂いておったのですが、その後の変更した情勢といたしましては、まずコロナの緊急事態宣言がありまして、学びの保障が必要であったこと、また国の補助基準が示され国庫補助金が大幅に減額となったこと、またコロナの状況によりまして通信事業者のほうの御提案が、かなり努力されたということで安価になったこと、そういったことを全てひっくるめまして、もう一度積算をいたし直しました。その結果、W i — F i 方式とL T E方式を比べたところほぼ同じような経費となりましたので、それであれば子供たちの学びがいつでもどこでも保障できるL T E方式のほうがよかろうという判断をいたしまして、変更いたしましたところでございます。

以上です。

○河村委員

その話は前にも聞いたような気がするんで、実際金額の比較がどうだったかというのを、今なければ後でまたお示しを頂いたらと思うんですが。

通常で考えて、県が間に入って何千台か何万台か知りませんが、購入をするケースと、L T Eという形でうちだけで購入するケースと、通常で考えただけでもちょっと比較にならないような気がしますので、これで購入したんじゃから、あとはこれをどうやって活用するかということになるんですいね。

そうすると、取扱いについて、普通なら子供らもW i — F i 環境の中で使えば通信料はかかりませんから安く使えるというのが身につく。今はそういうふうにしてやっているはずです。だけど、これを校外でやろうとか、あるいは家に持って帰ってやろうかというときに、そういう環境にあるのかないのかも分からずに利用するケースというのは当然出てくるんです。そしたら、当然、それ通信料になって返ってくるんで、その辺りの、要は取扱いの仕方というのを、今はどうやって言っていますが、リモート以外で使わんのじゃったら、最初からW i — F i でいいじゃないかということになってしまうから、外でどうやって使うかというところをしっかりと取扱いについては決めて、活用していただいたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

205ページ、中段の学校管理備品購入費のところ、机、椅子というふうなことを言わ

れたんですが。

今、子供らは数が減りよる中で、これは経年劣化とかあるいは新しいのを毎年幾つかとか定期的な購入にしているんですか。ちょっと内訳を教えてください。

○升教育総務課長

学校管理備品購入費のお尋ねでございます。

今、委員お示しのとおり、経年劣化によるものを交換いたしております。また、机、椅子というのはサイズがございますので、全ての学校に調査を行いまして、サイズの大小に伴って学校間を移動して、それでも足りないところ、その部分について購入をいたしておるといった状況でございます。

以上です。

○河村委員

その下、小学校運営事業の中の修繕料が101万8,000円、ちょっと内訳を教えてください。

○升教育総務課長

これは、小学校運営事業ということで説明申し上げましたが、各学校に配分をしているものになります。学校配当予算の中ですので、比較的簡単な修繕についてこちらで予算措置をしておるといったことでございます。

以上です。

○河村委員

分かりました。

その下段、小学校整備事業のところ、光井小学校の雨漏れが3,450万円とこう言われたんですが、なかなか雨漏りの原因が分からなかったと思うんですが、特定できたんですか。

○升教育総務課長

光井小学校の体育館の雨漏りについてのお尋ねを頂きました。

委員さんお示しのとおり、原因がなかなか特定できないということで、何か対応できないかということで建築所管課とも協議をいたしまして、このたび屋根の全体の部分をラバーといいますか、全て覆うというような形で、どこというわけではなくて全体を覆って雨漏りを防ごうと、また外壁についても同じような、そちらはラバーではありませんが、外壁も全ての部分の侵入を防ぐような形で今検討を進めているところでございます。

以上です。

○河村委員

今、学校の体育館の中で光井小学校が一番古い状況の中で、こないだ耐震ということで改造をしましたよね。それから、そういうふうな今状況が起きたんですよね。古いからほかにも実は手を入れたいところもあるんだと思うんです。特に、照明なんかだったら、今でもつり下げ方式でないんで大変な状況じゃったと思うんです。建て替えたほうがええのか、これをやったほうがええのかというのが、どうも、これをやってしもうたらもう建て替える気は当分ないですよ。その辺りのとこ、決め方がどうも私には理解ができないのが一つ。

もう一つは、今ラバーの話じゃったんですが、昔、三井小学校の体育館の雨漏れがあったときにラバーを上へかけたんですが、そのとき500万円ぐらいやったでいね。ラバーかけたときの値段が。その辺りの考慮があったかどうか、ちょっと教えてください。

○升教育総務課長

2点ほどお尋ねを頂きました。

1点目の建て替えも含めて検討してはどうかということでございます。

委員さんお示しのとおり、市内の小中学校の体育館、これはかなり老朽化をしております。築40年を超えているのが6割を超えておったと思いますけれどもそういったことを踏まえますと、確かに建て替えていくのか、それとも大規模修繕でいくのか、その辺りは検討していかなければならないと考えております。

こちらについては、さきの委員会でも若干お答えをいたしました、今後の学校施設の在り方等とも併せて考えていかないといけないというふうに認識をしております。

2点目の三井小学校の件でございますが、こちらについては、すいません、私自身、詳細は承知をしておりますが、このたびの光井小学校の雨漏りをどう止めるかということで、専門家である建築所管課と協議をしてこういった工法にいたしましたところがございます。

以上でございます。

○河村委員

あまり問いの答えになっていないような気がするんじやけど。

3,450万円という金額がそんな大した金額じゃないというふうに捉えたら、その今あなたが言うたとおりで、将来大規模改修、これ大規模改修です。だから、その大規模改修をやるに当たってどうかという検討事項が聞きたかったんで。

それから、三井小学校の雨漏れは建築がしていたとは思いますが、原因が分からんときに屋根全体にラバーをかけて、要は止めたんですが。その当時とそりゃ今状況が違うんで値段がどうかという話がよく分からんのですが、もうちょっと検討事項をしっかりと吟味する必要があるような気がいたします。

もう一つ、浅江小学校でいうと、体育館、昔のあったやつから長細うに増築しているんで、床とか窓枠とか非常に悪い状態です。見た目にも、私らの目で見ても悪い状況が分かるんで、その辺りについてももしっかり整理をしていただけたらと思います。

それから、207ページの先ほど就学援助の話がありましたが、就学援助って元々補助

事業じゃったような気がしたんですけど、歳入はこんなに少ないの。入り、歳入があまりにもちょっと少なかったと思うんですが、何割とかそういう補助率があったんじゃない。

○升教育総務課長

就学援助の歳入に対するお尋ねを頂きました。

委員さんお示しのとおり、平成17年だったと記憶しておりますが、三位一体の改革によりまして一般財源化をされております。したがって、今、交付税の基準財政需要額に算入をされておるといふ状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

その上の義務教育教材等購入費661万9,000円のところで、楽器とか体育備品のようなことをちょっと言われたんですが、もうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○升教育総務課長

義務教育教材の購入費のお尋ねを頂きました。

こちらにつきましては、内訳とすれば、約半分が学校配当、学校で必要な備品を買っていただくと。残りの半分が教育委員会のほうで整備をする。額が若干大きいものについては教育委員会のほうで、市内の全部の希望を取りまとめて必要と判断したものを購入するというような分けになっております。

以上でございます。

○河村委員

各学校に応じて通常の枠配分と、そうではない金額が大きいときには教育委員会のほうで購入をして配分すると、そういうことでいいんですか。

○升教育総務課長

委員お示しのとおりでございます。

○河村委員

その中学校費のほうの修繕料650万円というのはあるんですが、これをちょっと教えてください。

○升教育総務課長

修繕料の内訳ということであろうかと思えます。

元年度等、今までやっている実績等で申し上げますと、例えば先ほどありました体育館の外壁の修繕でありますとか、部活動で活用しますバックネットの修繕でありますとか、教室の手すりの修繕、そういったものの積み上げというふうになっております。

以上でございます。

○河村委員

特定のどこそこのということじゃないということですか。

○升教育総務課長

そのとおりでございます。

○河村委員

だとするならば、ずっと光井中学校の体育館なんかは、もう何十年も外壁がさびて穴が空いて、そのまま悪い状況が続いているんで、そういうものを一つずつピックアップして直していこうというんじゃないんで、これはそうではない大まかな、通常どうしても事業に支障が出たとか、そういうところの修繕料という考え方なんです。

○升教育総務課長

予算自体は大枠で捉えておるところでございます。委員さんが言われたように、各学校でもうこれはやらないといけないというようなものも数点ございますので、そういったものは前年の予算要求時、学校を見て回るときにピックアップをしておいて、そういったものから優先的にやっていくということで進めているところでございます。

以上です。

○河村委員

209ページの上段、金額は少ないんですが、遊具の点検ということなんですが、中学校にも遊具があるところがあるん。

○升教育総務課長

中学校は10基を切っておったと思いますけども、鉄棒のみでございます。

以上です。

○河村委員

211ページの上段、義務教育教材等購入費、大型備品とこう言われたと思うんですが、もう少し詳しく教えてください。

○升教育総務課長

中学校のほうの備品購入費ということでございます。大枠は、先ほど申し上げましたように、教育委員会分と学校配当分がございます。元年度で購入したものの主なもので申し上げますと、ビブラフォン、これは楽器でございますがこういったもの、またあとは合成スポンジマット、防球ネット等を購入しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員
いいですよ。

○西村委員
すみません。1点だけ確認をさせてください。
203ページと207ページにある通信運搬費のところ、先ほど河村委員との答弁の中で、小学校を対象にした家庭の調査で9割の家庭にはWi-Fi環境が一応整備されていると。万が一コロナみたいなのがまたこうやってタブレットとかを持ち帰った際に、LTEの電波がWi-FiもなくしてLTEの電波が入らないような地域であったり家庭とかというのはあったりしますか。

○升教育総務課長
LTEがつながる、つながらないという個別の調査までは行っておりませんが、事業者との契約の中でそういった電波の状況が悪いというところについては改善をいただくということの契約となっております。
以上でございます。

○西村委員
では仮にWi-Fi環境もなくしてLTEもつながらないというふうになった場合、どういった対応になるんですか。例えば民間だと仮にでも有線を引っ張ってきてWi-Fiとか関係なくつながるような環境にするのか、それともつながるところに行ってくれというふうな対応になるのか、そのあたりがあればお聞かせください。

○升教育総務課長
有線を引くかどうかというのは、今はお答えを申し上げられませんが、事業者と共に相談をしてLTE、そういったタブレットが活用できるような環境は何とかして整えたいというふうに考えております。
以上でございます。

○西村委員
ありがとうございます。よく分かりました。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、前田図書館長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中村委員

伊藤公資料館について、ページ数は概要の50ページと予算書は221ページから223ページになると思います。概要の50ページの中ほどにあります伊藤博文公遺徳継承事業の中の企画展の開催というのがあるんですけども、この企画展についてどういったものなのか、そして市民参加が可能なイベント的なものなのかというのを教えていただければと思います。

○国広文化・社会教育課長

伊藤博文公の遺徳継承の企画展ということで御質問を頂きました。

伊藤公の来年度9月2日が生誕180年ということで、9月に企画展を開催しようとするものでございます。今回は、資料館内で放映される映像もリニューアルされますことから、映像で取り上げる伊藤公の業績を中心に企画展を開催していきたいと考えております。

市民参加型の企画展というところではございますが、企画展開催中にスタンプラリー等、そういったものは選択肢の中には考えられるとは思いますが、企画展自体を市民と共につくっていきこうというところは、今のところ考えていないのが現状でございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。その企画展の中で、例えばなんですけどコスプレイベントなり、ステージイベントなりといったイベントとかは可能でしょうか。それともできませんでしょうか。お願いします。

○国広文化・社会教育課長

コスプレイベントですけれども、教育委員会が主催として行う企画展の中でコスプレイベントのような要素は、今のところ考えておりません。ただ、数年前に伊藤公資料館、周辺関連施設等を活用してコスプレイベントを主催する団体が施設内でイベントを開催したという経緯がございます。同様のイベントであれば開催は可能だと考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。

あと一つ、伊藤公資料館に第二奇兵隊の紹介コーナーというのがあるんですけども、伊藤公が第二奇兵隊に加入しようとして断られたというエピソードも事実存在しております、それがまだ明記されていないということで、今回の企画展にできれば併せて明記してはどうでしょうかという、これは提案になるんですけど、もしよかったらその辺も考えていただいて、市民の方々が楽しく参加できるようなイベントになればいいなと思っております。ありがとうございます。

以上です。何か、それについて。

○国広文化・社会教育課長

委員の貴重な御提言ありがとうございます。第二奇兵隊のパンフレットについては、の中に伊藤公のほうが第二奇兵隊への入隊といいますか、加入を断られたというエピソードのほうは記載をしておりますが、年表のほうには記載はございません。9月2日、先ほども申しましたが、企画展に合わせてそういった形の年表のほうも作りかえようと思っておりますので、鳥羽伏見の戦いの前後になろうかと思うんですが、ここに今のエピソードのほうをつけ加えていきたいと思っております。貴重な御提言ありがとうございました。

○中村委員

ありがとうございます。せっかくの企画展なので市民の方がたくさん楽しく参加できて、いいイベントになればいいなと思っております。ありがとうございます。
以上です。

○森戸委員

223ページの市民ホール整備事業の施設整備工事で防火水槽って先ほど御説明があったんですが、これはどこ、市民ホールのどこにあるんですかね。どこに設置してあるんですか。

○国広文化・社会教育課長

市民ホールの公園との境に通路があろうかと思えます。それをずっと建物の一番奥まで行っていただきましたら、防火水槽のほうは、建物の中ではなくて外に設置してあるものでございます。
以上です。

○森戸委員

これはどのぐらい、何トンの水槽なんですかね。

○国広文化・社会教育課長

今、70トンの水槽が設置されております。

○森戸委員

この70トンの水槽を、修繕になるんですか。というのが、その辺から。

○国広文化・社会教育課長

更新でございます。修繕ではございません。

○森戸委員

全く新たにつくるということなんですね。通常よく消防とかの予算で上がっているのが、大体四、五百万円ぐらいだと思んですけど、一般的に防火水槽というのを設置すると思んですけど、地域にですね、何かこう特殊なものなのか。それと建物でこういった建物に関してはこういった防火水槽自体が義務づけられている、その辺のところも分かれば教えていただけますか。

○国広文化・社会教育課長

まず、設備についてはつくり替えという形で御判断いただければと思います。この水槽にたまるものについては、屋内のスプリンクラー等で放水されるような水槽になります。この防火水槽については消防法等で市民ホールについては設置をしなければいけない建物ということで義務づけられているところがございます。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

それと225ページの図書館運営事業の中で電子図書館についてなんですが、令和3年の1月から電子図書館自体が開始をされて、私もどのような状況かも見させていただいたんですが、現状の登録者数がどのぐらいあるのかということと、こういった啓発、先ほど啓発のお話がありましたけども、こういった啓発を行っていくのか、もうちょっと具体的に教えていただけますかね。

○前田図書館長

電子図書館の現在の登録者数について、お答えいたします。

1月15日に開設いたしまして、3月9日現在327名の登録者となっております。

また、今後の利用促進につきましては、来年度、普及啓発として新たにタブレット端末を導入することとしており、図書館内外において、おはなし会、講演会、出前講座などで、タブレット端末を活用し、電子図書館の利用説明会を行い、また学校等への出前授業、図書館についての出前講座を行う際、電子図書館の使い方を伝えるなど、様々な機会を通じて、普及啓発に努めていきたいと考えております。

○森戸委員

図書館の利用カードがありますよね。電子図書館ではなくて図書館自体の利用カードを見ると、地域ごとに入会している率も含めて、図書館報なんかにも載っていると思うんですけども、要は加入が低い地域があると思いますので、そういうところにぜひ積極的に普及啓発に行っていただければと思います。基本的には図書館から遠いところが加入率が低くなっているというようなことだと思いますので、せっかくのすばらしい政策だと思いますので、普及を広めていただければと思います。

それと教育集会所についてなんですが、これは現課長、それと前の課長が進めてこられた、いろんなところでいろんな話合いをされて今回廃止といいますか、取壊しですか

ね、解体工事の予算がやっと上がりまして、本当に御苦労があったと思います。本当ありがとうございます。これまでに浸水も2回して、ずっとあのまま放置といいますか、置いてあった状況でありましたので、見るのが本当心苦しいといいますか、そういうふうな建物になっていたと思います。この解体後についてなんですが、解体後はどうするのかということと、今まで利用されていた方がおられたと思います。その辺の利用者の振り分けといいますか、どこか例えば周防多目的集会所を利用してもらうとか、公民館を利用してもらうとか、そういった部分についての話合いも行われたんだろうと思いますが、その辺のところがかかれば教えていただけますかね。

○国広文化・社会教育課長

227ページの教育集会所の解体工事ということでの御質問を頂きました。

この教育集会所につきましては、土地建物含め、教育委員会、それから他部署についても利活用がないということで、このたび解体の予算を計上させていただいたところでございます。今後は、教育総務課長が先ほど説明いたしました幼稚園と同様に、行政財産から普通財産への移管ということで業務のほうを進めていきたいと思っております。

また、教育集会所を利用されておられた方々に対する説明、それからその他の施設の利用というところがございますが、地区の自治会の総会等が行われていたのが現状でございます。この自治会の総会等につきましては、水害の被害があった後利用不能になっておったわけなんですけど、この間も周防のコミュニティセンターを使われて自治会の総会等を行われていたという現状を、今後も周防のコミュニティセンターを使っていたくというところでお話のほうをさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○森戸委員

2回も浸水して利用の仕方も限られるということになるのかと思いますので、ぜひ地域のほうに声をかけて買っていただくなり、なかなか買手もつかない立地だと思っておりますので、その辺のところもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○河村委員

219ページの文化財保護事業で下段の文化財保護調査等委託料とクサフグ、神籠石というふうに言われたんですが、どこへ委託するんですか、これは。

○国広文化・社会教育課長

クサフグの観察等については、シルバー等に委託をしているところがございます。神籠石の散策道と申しますか、そういったところについては、シルバー、造園業者、そういったところに木の伐採とかそういったものを委託しているものになります。

○河村委員

調査の委託じゃなくて、維持管理をするための委託も入っているということなんですね。

○国広文化・社会教育課長

おっしゃるとおりでございます。

○河村委員

221ページの国指定文化財管理事業補助金ということで石城神社の修繕というふうになったんですが、ちょっとその経緯を教えてくださいたいのと、たしか重要文化財であったかと思うんですが、宗教法人との兼ね合いについても整備をされたのかどうか、そのあたりについてちょっと教えてください。

○国広文化・社会教育課長

石城神社の修復というところでございます。こちらのほうは、来年度と再来年度の2か年に分けて石城神社のほうは修復のほうをしていくということの、来年度については1か年目という形でございます。こちらのほうは、国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業という国の事業にのっとってやるような形になりまして、今回石城神社のほうにつきましては、国庫が85%充てられるということで、残りが県が5%、市が5%、神社が5%という形で修復作業のほうが進められるというふうに決定しているもので、来年度につきましては、光市の負担分補助金分5%を支出するものでございます。

以上です。

○河村委員

主に全体的なもの、金額が低いんで、主にどういったところが傷んでいるということなんですか。

○国広文化・社会教育課長

現状は神社の屋根、それから床板、内部の宮殿、雨水の侵入等が今見られるというところで、こういったところが主な修復箇所になろうかというふうに思います。

以上です。

○河村委員

総額が分かっておれば教えてくださいたいですか。

○国広文化・社会教育課長

2か年でということで全体的な、今後、数字的には上下、増減するとは思いますが、5,300万円程度が全体の工事費ということでございます。

以上です。

○河村委員

結構安くついたというか、大変な重要文化財ですから、しっかりやっていただくようお願いをいたします。

その下段、文化センター管理運営事業、修繕料が100万円上がっております。それからふるさと郷土館、その下についても修繕料20万円上がっておるんですが、指定管理者との要はリスク分担といいますか、そのあたりについて一緒に併せてこの修繕料の中身を教えてもらっていいですか。

○国広文化・社会教育課長

文化センターの修繕料については、このたび冷却ポンプの基礎部分が破断しているということで、エアコン等を作動させた場合に振動等が大きく響いて館内にも響くということで、こういったところの冷却ポンプ部分を交換するという事になっております。

ふるさと郷土館の修繕については、リスク分担については30万円というところでリスク分担のほうをしているところでございます。

ふるさと郷土館については、小修繕ということでの計上になります。目的を持っていないところになります。

○河村委員

文化センターのほうは分かりましたが、要は修繕料についてはある程度のリスクは指定管理者のほうでやるというお話ではなかったかと思うんで、郷土館についての20万円、小修繕については指定管理者のほうでやっていただくということにはならんのですか。

それともう一つは、どちらもAEDをあれしちよるんですが、通常は本庁で今リースをしているやつは大体3万円から3万5,000円なんです。この今の外の分だけがこれ5万7,000円なんです、その辺をちょっと教えてもらっていいですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長

ちょっと訂正のほうを先にお願いたします。

リスク分担のほうにつきましては、50万円を境にということでのリスク分担となっておりますので、御訂正のほうお願いたします。

それから20万円の修繕料ということで、建物の安全面における修繕については、市の負担ということで、こちらのほう、不測の事態に備えまして20万円を予算計上しているところでございます。

AEDの5万7,000円の借り上げ料については、来年度更新ということで、現状の設計価格からいきますと5万7,000円を計上しておるということでございまして、これも5年間の長期契約を現在結んでおります。今年度でいきますと3万3,000円という金額になっておりますので、金額的には5万7,000円を計上しておりますが、最終的には5万7,000円になるかどうかというところは不明なところがございます。

以上でございます。

説明：村崎体育課長、清水学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○西村委員

概要の22ページ、予算書は233ページになるかと思いますが、学校給食費の公会計化についてお伺いをいたします。

学校給食費の公会計化をなぜこのタイミングでするのかというのと、その目的や公会計化することで仕組みはどのように変わるのかを教えてくださいと助かります。

○清水学校給食センター所長

公会計化へ移行するタイミングやその目的等についての御質問と思います。

光市において学校給食費は市立学校の校長やPTA会長等で組織する光市学校給食会という団体で私会計において支出入を管理しております。平成31年1月に国の中央教育審議会答申において、教職員の働き方改革の一つの方策として、給食費の徴収管理、これは自治体が受け持つ業務であるとの方向性が示されました。また、同年令和元年の7月に文部科学省が公会計への移行に向けたガイドラインをまとめ発出したことから、光市としてもその方向性について検討を進めてまいったところ です。

公会計の仕組みといたしましては、簡単に申し上げますと、学校給食の食材に係る費用を一般会計の歳入と歳出で管理することとさせていただきます。これまでは学校において徴収していただいた給食費を翌月に納入いただき、光市学校給食会が物資食材の支払いに充てておりました。公会計へ移行いたしましたら、給食費は学校を介さず保護者から市へ納入していただくようになります。

一方、歳出となる食材費については、当該年度分が予算計上することにより、安定的に市の会計から支出をすることが可能となることとなっております。

以上でございます。

○西村委員

すみません。ありがとうございます。

追加で質問なんですけれども、食材の調達とかについては、何か変わるものがあるのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

御存じのとおり、給食センターでは日々3,700食程度の給食を提供する等多くの食材を取り扱っております。その食材の中でも山口県学校給食会を通じて一括的に調達するもの、また県産材料を使用することにより補助対象となるもの、また地場産食材や食育の観点から価格面のみで判断が適さないものなどもございます。現在の制度も登録による見積り合わせを行うなど競争性の確保も取り入れているところですが、天候や時期を

問わず必要量を確保することは絶対的な要件となることなどを踏まえながらその調達の方法については、他市の取組なども参考にして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。よく分かりました。

最後になんですけれども、これまでの給食費の中でも多少、あんまり多くはないと思うんですけれども、給食費の未収金分があるかと思いますが、これを公会計化するに当たって今後どのように回収していく予定なのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

給食費の未収金の件のお尋ねです。

給食費につきましては、各学校で丁寧な対応をしていただいております、毎年99.9%程度の収納率となっております。逆にごく僅かながら未徴収となっているものもございます。まず、継続して学校と協力して未徴収金の収納に努めてまいりたいと考えております。

また、未徴収となった給食費については、その取扱いについても、他市の事例等も研究して適切に対応、取り扱っていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

すみません、ありがとうございました。額はあまり大きくはないとは思いますが、引き続き、回収できるように適切に対応されることをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○中村委員

一つちょっと内容をお聞きしたいところがあるんですけれども、229ページの体育活動推進事業の中の6行目、計測記録等業務委託料というのがありまして、先ほど御説明で駅伝大会に代わるリレーマラソンをされるという説明がありましたが、分かる範囲で方法や、もしよければ参加基準など、もし決まっているものがあればお願いしたいと思います。

○村崎体育課長

229ページの体育活動推進事業の計測記録業務委託料についての御質問と思います。先ほど若干申しましたが、長い間多くの市民の皆さんに親しまれてきました光市駅伝競走大会の開催につきましては、関係団体等と協議検討を重ねてきました。公道を走る駅伝の開催が非常に厳しいという状況であることから、駅伝に代わる新たなランニングイベントとして光リレーマラソンを計画しました。

費用につきましては、先ほど申しましたように95万5,000円を計上しております。

概要としましては、選手が安全に競技できる環境を提供するため、大和総合運動公園

内に1周1.2kmの特設コースを設営して、このコースを一定の時間内に各チームの登録ランナーがリレーによって何周回れるかを競っていただくものです。この一定時間とは、マラソン男子の日本記録でございます、2月の末にびわ湖毎日マラソンで出されました2時間4分56秒、鈴木健吾選手ですが、こちらの時間を指すものでして、この時間内に全てのチームに42.195kmを目指してチーム対抗のたすきリレーでトライしていただこうとするものです。

これまでの駅伝大会では各中継所の記録計測や集計作業の全てを手動で行ってまいりまして、区間記録や全体の記録集計には多くの時間を必要としていましたことから、表彰式まで参加者の皆さんにかなり長い時間お待ちいただいております。今回計上しました委託料には、ICチップの活用を予定してまいりまして、周回のカウントや最終的な記録集計までがスピーディーに行われるものと期待しております。

現状では、本大会開催の競技運営上必要な要綱として、参加チームごとの登録人数や年齢の制限、また募集チーム数、部門の設定、参加料の額、そして会場内も含めました駐車スペースの確保など、詳細についての協議ができていない部分もありますので、関係団体からの御意見なども集約しながら、ただ走るだけでなく、選手やお集まりいただいた皆さんにそれぞれに楽しんでいただけるようなイベントを目指していこうと思っております。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。では皆さんに楽しめるイベントと最後言われましたが、例えばですけど、コスプレして走るとかもあるでしょうか。

○村崎体育課長

そこらの部分につきましても、距離を短くするなど、様々な形で楽しんでいただける要素はあると思います。陸協なり体協の皆さんと協議しながら、委員さんおっしゃるように楽しめる大会にできたらと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。また、寒い時期になると思うので、今はちょっと落ち着いていますが、コロナの関係とかもあって、その時期にならないともしかしたら分からないと思いますが、少しでも市民の方が楽しめるイベントになってくれればいいなと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○河村委員

体育施設整備事業のところで大和の人工芝を4面張り替えるというお話じゃったんですが、光のスポーツ公園のテニスコートも学生を中心に結構利用が多いんですが、これ

は何か大きな目的があったりするんですか。

○村崎体育課長

テニスコートの改修につきまして御質問いただきました。

大和総合運動公園につきましては、以前、柔道畳等で活用しました t o t o の補助が活用できるということも考えながら、全面ができるということです。光スポーツ公園につきましては、リスク分担の範囲内で今、指定管理者と改修をするように年度内で一部分はできるように今計画をしております。

以上です。

○河村委員

理解できたんですが、通常、高校生がよく利用される中で大会をするのに6面必要だということを常々言うておりましたが、そういった取扱いはないんですね。

○村崎体育課長

現在、スポーツ公園は6面ございますが、人工芝が2面、それからクレーが4面ということになっておりまして、今のところではその状態で活用していただくというふうになっております。

大和につきましても、3年度に改修します4面でお願いしたいということで、今のところは計画しております。

以上です。

○河村委員

言わんとすることは分かるんですが、要するにどういう大会をするからこういう施設が必要なんだというその裏づけといいますか、現行4面あるからその4面の人工芝だけを張り替えようとこういう話なんですが、そういった声ちゅうのは全然ないんですか。

○村崎体育課長

声がないということは決してないのですが、大変申し訳ないのですが、関係団体にはそのできる範囲内で、無理を言うておりますが、大会をしていただいているというのが現状でございます。

よろしく申し上げます。

○河村委員

言わんとするところはよく分かるんで、できれば何かの機会を捉えて、会場を2つに分けて開催するよりは、安全面を考えれば1つの会場がベストだと思いますので、そのあたりのところは何かの折に御検討いただいたらと思います。

それからその下の、先ほど学校給食会の話じゃったんですが、昔を思い出すと学校給食の未収が多かった時期があるんですね。それが年々改善をされて今99.9%未収金だ

と、ほとんど皆回収しているという状況なのですが、今後のそういった受け皿ちゅうのは、学校給食に対する御意見を含めて、この学校給食会はどうするんですか。

○清水学校給食センター所長

学校給食会につきましては、先ほど申しましたように、市立の学校長、それとPTA会長等で構成しております、いろんな御意見頂ける場になっております。今後どういう形でということでお話はございましたが、そういった意見をお伺いする場、大切な場としては考えております。組織につきましては、今後協議を進めてまいりたいと思いません。今現状では、まだどういう形で行くかというのは決めておりません。

以上です。

○河村委員

令和3年度に公会計へ向けてやろうということで、令和3年度からやるわけじゃないのよね。ぜひ、そういった子供たち、あるいは父兄の意見を聴取できるような体制は残していただくようお願いをしておきます。

以上です。

○河村委員

先ほどの概要のところの日本語学習の支援事業で外国人児童に対してということでしたが、何人ぐらい今、その対象があるのかお示しいただけますか。

○河本学校教育課長

日本語指導に関する御質問にお答えします。

現在、一つの小学校にイスラム圏の国から4名の転入学がございまして、その子供たちへの対応に入っているところであります。

以上です。

○河村委員

特定の学校に皆さんお固まりになっておられるということなんです。

○河本学校教育課長

現段階では、そういう状況になっております。

○河村委員

去年はコロナの関係もあって、そんなに移動はなかったんですが、最近、今、中国からも随分な方が仕事でこちらのほうにお見えでございます。それは、例えば今回はこういう格好で一つの学校でということなんです、そういう対象者が出てきた場合には、その都度現地へ赴くということでもいいんですか。

○河本学校教育課長

各校との情報共有を密にしながら、状況に応じて学校に随時入っていきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

それから、37ページの下段、教育費の雑入の中で、その他で48万円という金額が、何の収入かというのが分かりますか。

○升教育総務課長

歳入の37ページの下から2段目のその他の48万円のお尋ねであろうかと思えます。

これは教育委員会全体の雑入ということでございますが、教育総務課のことで申し上げますと、例えば情報公開等で請求をいただいて文書を公開する際に、その資料代として1枚幾らというようなものをいただきます。そういったものが雑入として計上されております。

以上でございます。

○河村委員

さっき図書館のところでコピー代が2万4,000円で別書きしているわけで、48万円じゃちょっとほかのものを見たって全然金額が大きいので、例えば主なものが1,000円か2,000円ちゅうならそれはそれでしょうがないんだけど、何か大きなものはないの。

○升教育総務課長

これは、教育総務課はじめ各課の積み上げというふうになっておりますので、教育総務課分については先ほど申し上げたのが主なものになっております。

○河村委員

それから、233ページの私学振興対策事業で借入金の利子補給というお話じゃったんですが、現状どの程度の借入れがあるんでしょうか。

○升教育総務課長

利子補給の補助金のお尋ねであろうかと存じます。

こちらにつきましては、樫蔭学園が聖光高校の新校舎を設立されたときに、市中銀行から借入れをされた金額に、返済の利子部分の一部補給しておるということでございます。その総額は6億6,000万円ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。どの程度の返済続けておられているのか分かりませんが、今、残金が

6億6,000万円あるということなんです。

○升教育総務課長

借入れ当社が6億6,000万円でございますので、元金は減っていつているものと承知しております。

以上です。

○河村委員

当然、返済するんじゃから減るんですが、そうすると、どういった経営状態を含めて学校があるのか、返済状況はどうなのかという、その確認は全く取れないわけですか。

○升教育総務課長

まず第一には補助の申請の受付をいたします。その申請のときに、当然、学園の決算でありますとか、そういった資産の情報等は提出をいただいて審査をしております。

以上でございます。

○河村委員

補助申請には決算書ほかも添付してあるということであれば、当然、残金については計上はしてあるけれども、確認はしていなかったという解釈でいいんですか。

○升教育総務課長

現在、手元には持ち合わせておりませんが、貸借対照表等入っておりますので、残高は把握できます。

以上でございます。

○河村委員

しっかりやられているとは思いますが、毎年毎年こういう格好で出ていくので、経営状態を含めて、よく把握をしていただけたらと思います。

それから、小中学校の先ほどのタブレットのところで、それぞれの学校で工事が十分な金額が出ていっていったんですが、まさかとは思いますが、以前、学校のエアコンをつけたときに、トランスやなんかやり変えたところがありますよね。今回のタブレットの電力で、まさかトランスをやり変えたとか、そういうところはないよね。

○升教育総務課長

御指摘のような件は生じておりません。

以上でございます。

○河村委員

結構です。

○森戸委員

先ほどとちょっと関連なんですけど、概要の14ページの日本語学習の支援事業について、外国人児童ということなんですけど、国籍とかその辺の部分は分かるんですか。どのぐらいの人数と、もう一回ちょっと、聞き逃したところがあるので。

○河本学校教育課長

現段階におきましては、インドネシア国籍のお子さんが4名ほど小学校に通っております。

○森戸委員

ここにも多文化共生社会に向けた人材育成を図りますというふうに書かれているんですけど、例えば食事とかもありますよね。それにはどういうふうに対応されているのか、食べていいものと食べちゃいけないものも宗教上の理由でございますよね。それとか、祈りの時間とか、インドネシアの方がどの宗教に入られているのか分かりませんが、そういう部分の配慮とか、例えば顔を隠されたりしますよね。そういうふうに関してもどうなのかとか、そういうこと自体を今おられる生徒が本当に認められる、要はいじめの対象にならないようにするにはどうしているのか、そういうところが分かれば教えていただけますか。

○河本学校教育課長

今、委員さん御指摘の内容は、これから多様性ある社会を生き抜く子供たちにとって、非常に重要になってまいります。

現在、その小学校では、食事については御家庭から持ってくる等、対応を図っております。

子供同士の関係ですが、これはもうびっくりするぐらい子供同士深い関係築き上げておりまして、宗教、祈りに対する理解とか、相手の文化を理解しようとする子供たちの姿が私の目には飛び込んでまいりまして、厳しい中であってもいい教育環境が自然と出来上がっているんだろうなと捉えているところであります。

以上です。

○森戸委員

例えばそのラマダン明けの時間をどう確保するとか、昼間に祈りの時間をせんにゃあいけない場合はその時間を取るとか、そういうことは認められているんですか。

○河本学校教育課長

状況に応じてそういう時間を設定しております。あと、先ほどラマダン出ましたが、ラマダンとは何ぞやというところを在校生にしっかり学校のほうで説明した上で、それをやってくる子供たち、イスラムの子供はすごいなと、逆にリスペクトが表れるような

そんな環境でございます。
以上です。

○森戸委員

もう1点だけ答えられていないのが1点あるんですけど、例えばスカーフと言うんですかね。ごめんなさい、名前が出てきませんが、隠されたりするケースもあるんですか。

○河本学校教育課長

どこまで想定されているかですけれども、ブルカのようなかぶりものですよね。これは被って登校して来ております。それも周りの子どもたちは認めております。

○森戸委員

分かりました。1か所だけだということですので、非常に生徒にとってもいい経験にもなるでしょうし、その成果をぜひ光市内の内外の学校に広げていただけたらと思いますので、また配慮も含めて、いじめの対象になるとかにならないように、ぜひよろしく願いできましたらと思います。

以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

①光市学校施設長寿命化計画（案）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和3年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

お疲れさまです。大きく分けて4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、説明書の55ページです。55ページの移住定住促進事業の中の空き家改修等助成事業補助金の説明のところで、一定の改修費であったり、家財の撤去費についての補助をというふうに御説明がありましたが、それぞれどれぐらいの補助があつて、この予算が何件分ぐらいを想定した予算なのか教えてください。

○佐々木企画調整課長

お尋ねの空き家改修等助成事業につきましてお答え申し上げます。

改修費につきましては、経費の2分の1、最大25万円を助成します。そして、家財撤去費用につきましては、経費の2分の1、最大5万円を助成するもので、それぞれ4件分、合わせて120万円を想定したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。よく分かりました。

次に、次のページの57ページに入るかと思いますが、概要の一応18ページの親子を対象としたSDGsセミナーの開催のお話が、多分、シティプロモーション推進事業の中で幾つかされたかと思うんですけども、このSDGsセミナーの開催の概要というか詳細というか、内訳も含めて教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

親子を対象としたSDGsセミナーの概要をという御質問かと思いますが。

親子を対象としたSDGsセミナーは、まちづくりにおいて欠かせない観点であるSDGsについて考える機会を創出し、市民への周知、浸透を目的として、親子を対象としたセミナーを開催するものでございます。

講師は本市出身で、内閣府でRESAS、地域経済分析システムでございまして、これの開発普及促進を担当したことのある大村浩之さんをお願いをしたいと考えており、対象につきましては、市内在住の小中学生の親子25組50人を想定しております。

内容につきましては、初めに今年度、東京大学生産技術研究所が展開する「日本各地を繋ぐ大漁旗プロジェクト」に参加して作成した本市の大漁旗に加えて、全国の自治体でつくられた大漁旗をお借りして、それらをたなびかせた船に乗って、海上から白砂青

松の室積海岸などを見学してもらうなど、本市の自然環境を認識していただいて、より一層の意識の醸成を図りたいと考えております。

そして、その後に会場を移しまして、親子で自分たちにできるSDGsの取組などを考えるワークショップを実施することとしております。

セミナーを開催するにあたりましては、船を活用いたしますことから、うしま丸をチャーターすることを予定しておりまして、会場は室積港に近い室積コミュニティセンターを想定しているところでございます。

予算につきましては、予算書の57ページのほうにございますが、シティプロモーション推進事業のうち、講師謝金の11万円のうち5万円、講師の交通費等を至便する費用弁償が4万円、セミナー参加者のお茶代として食料費8,000円、全国の自治体から大漁旗をお借りするための配送料として通信運搬費7万9,000円、うしま丸チャーター費用として船舶借上げ料3万3,000円など、合わせて26万5,000円の予算を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございました。よく分かりました。

ただ、開催の目的として、SDGsの重要性を認知してもらうとか、いろいろおっしゃっていたと思うんですけども、それによって、結局、その事業全体として、これを投資するにあたって、どういった成果というか、効果を見込んでいるものなのでしょうか、その辺が分かればお願いします。

○佐々木企画調整課長

成果と効果についてのお尋ねでございますが、セミナーに参加された方につきましては、これからのまちづくりにおけるSDGsの重要性の認識が高まるといった成果が見込まれます。

そして、未来のまちを担う子供たちと一緒に、自ら率先してできる活動に取り組んでいただくことで、本市の持続可能で選ばれるまちづくりに寄与していただけるのではないかと考えております。

また、こうした取組を情報発信していくことで、市民へのSDGsの周知、浸透がより進み、市民全体のSDGsの機運が高まることで、よりよいまちづくりに向けた活動への参加意欲の向上ですとか、まちの愛着の醸成につながる効果が期待できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。今、おっしゃられたようなその目的がしっかりと達成できるように、事業に取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

次に3点目、同じく予算書は57ページになりますが、概要でいうところの18ページの

動画による街の魅力発信事業のところ、魅力発信事業のシナリオの作成、撮影、音楽、ナレーションにあたっては、どのようなスタイルを考えていらっしゃいますでしょうか、お答えをお願いします。

○佐々木企画調整課長

動画によるまちの魅力発信についてのお尋ねでございますが、まず、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、まちの魅力の発信方法につきましては、ウェブ媒体の活用が大変重要でございます。市の政策展開の効果を高めるために、まちのPR動画の作成を予定しているところでございます。

こうした中で、シナリオや撮影、音楽等につきましては、市内のクリエイターに技術的な支援を求めたいと考えておりまして、脚本を作家の室積光さん、音楽を音楽家の山本亮さんをお願いしたいと考えております。

具体的なスタイルや方針につきましては、お二人のクリエイターと検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。ちなみに、ウェブで発信するというふうなことだったと思うんですけども、実際に動画の配信というのは、ウェブ、ユーチューブとかを活用したものになるのでしょうか。また、多くの方にそれを見ていただくために、されるような工夫とかってというのは、今のところ、何か持っている案がございますでしょうか。お願いします。

○佐々木企画調整課長

作成した動画の活用方法でございますけれども、作成したまちのPR動画に加えて、ドローン動画コンテストも開催する予定ですので、それも含めて、その動画を市役所の総合案内の横にデジタルサイネージがございます。それや、先日開始されました市民課窓口の広告つき番号案内板等で放映を想定しているほか、市のホームページなど、また、先ほども申されましたがユーチューブ、こういったもので様々な機会を捉えた発信手法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。ぜひ、多くの方に見ていただけるように、いろいろと工夫していただければと思います。

すいません。最後なんですけれども、同じく予算書は57ページで、概要は40ページになりますが、このシティプロモーション事業のうち、光丘高校のメモリアルイベントがあると思うんですけども、これは具体的にはどういうことを予定されているのでしょうか。また、これには市民の参加というのは、可能な企画になっているのでしょうか。

お願いいたします。

○佐々木企画調整課長

光丘高校のイベントについてのお尋ねでございます。

これは、光市おせっかいプロジェクトチームに対するシティプロモーション推進交付金30万円を計上しておりまして、市民団体のおせっかいプロジェクトチームと連携した実施となります。

本来であれば、大変御好評いただいております、まちぐるみ結婚式の企画をしたいところでございますけれど、新型コロナの感染拡大の状況下において、例年規模のまちぐるみ結婚式の開催が困難でありますことから、新年度におけるコロナ禍での本市の魅力の効果的な発信を検討しまして、歴史の幕を閉じる光丘高校を会場に、定期的な換気や人の流れをコントロールしながら、市民の才能や技能、文化などを発信する市民参加型のイベントを展開することを予定しております。

具体的には、市内事業所の協力の下、様々な技術や体験ブース、それから生徒の模擬職場体験、教室を使用した文化芸術作品の展示ブース、それから体育館を使用したステージ、中庭での飲食ブース、こういったものを想定いたしまして、今後、おせっかいプロジェクトチームと協議を進めていくこととしております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。いろいろなことが、職場の体験であったり、展示であったり、ステージ、飲食まであるということで、非常に盛り上がるイベントになるんじゃないかと聞いていて思いました。より盛り上がるように、しっかりやっていただければと、おせっかいプロジェクトの方と話を詰めていただければと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○中村委員

一つなんですけど、概要の31ページで、下のほうにあるんですけども、公共施設マネジメントの推進によって解体される施設が何点かありますが、この施設の跡地というのは、何か決まっていれば、どうするのか決まっていれば、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○山岡財政課長

委員より、解体された施設の今後の活用方法についてのお尋ねをいただきました。

原則といたしましては、まず用途の終了を決定した施設におきまして、今後の活用について用途変更等も含め、それぞれの所管課において十分検討いただきます。

その結果、行政目的の活用が見込めなくなったものは、普通財産として財政課に移管し、売却等の処分を行います。

31ページの下段のほうに記載しております海浜荘や旧つるみ・さつき幼稚園等、これらの施設につきましては、現在、所管課について検討されておりますが、検討の結果、行政目的の活用が見込まれず、財政課に移管されたものにつきましては、随時入札等、売却や貸付けに向け、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。今後もこういう解体とかも、もしかしたら増えてくるかもしれませんが、その都度しっかりとした取組をお願いします。

私からは以上です。

○森戸委員

69ページの中山川ダムの設備更新負担等についてお尋ねをするんですが、この設備更新は計画的なものなんですか。計画的なものというのは、何か年かの計画とか、そういうふうに意図されて抛出されるものなのか、その辺のところに分かれば教えてください。

○佐々木企画調整課長

この設備更新でございますが、特に計画等に基づいたものではございませんが、県のほうから老朽化が進んでいる設備等について、事前にこういった更新とか設備の修繕をしていきたいというような話がございまして、それに基づいて負担金が計算されているものでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ちなみに、このダム自体はどのぐらいの年数がたっていましたっけ、建設から。そのダム自体のいろんな設備があるとは思いますが、それ自体にどういった耐用年数があるんかとか、その辺の部分があるものなのか、どうなのか。

○佐々木企画調整課長

ダム自体は平成6年に完工、平成8年に運用開始をしているものでございます。

それと……。

○森戸委員

要は、いろんな設備があると思うんですけども、要はダム自体に、光市にもあるように公共施設については管理計画をつくったりとか、そういうことをされていると思うんですけども、こういったダムにはあるんですか、ないんですか。

要は、その計画的に修繕することで、お金を出すのを計画的にやったり、突発的になるのを防いだりとか、その都度、突発的に求められてもと思うのが普通だと思うので、そういった通常の公共施設のような管理計画みたいなものがあるのかどうか。

○岡村政策企画部長

中山川ダムでございますけれども、先ほど、負担金を出すようなこの計画はないということも申し上げました。それそのものについては、確かに計画的なものが示されているわけではないんですけれども、このダムについては、長寿命化計画を県のほうで策定して、その中で修繕箇所であったり、そういうものは整理をされておったように記憶しております。そういったものに基づいて、これからも修繕なりがされていくんではないかなというふうに考えております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。長寿命化計画があるんならあるで、通常他の公共施設と同じように計画的にされていくんだらうなと思いますので、もう一度、ぜひ御確認をいただけたらと思います。それとの整合性とか、しっかり公共施設を管理、マネジメントする部署でありますから、県のものとはいえ、お金も拠出をしていますので、その辺のところはよろしく願いをいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

それでは、57ページの上から真ん中あたり、ふるさと光応援寄附金支援業務委託料つてありますけれども、これは先ほど言われましたとおり、寄附のお礼が入っていると思いますけれども、その寄附のお礼の金額なんですが、実は40ページの一番下のふるさと光応援寄附金というのが1,398万円ありまして、これが1,195万円というふうになっているんですが、これがお礼を含んでいる金額としてのお礼の金額が幾らぐらいなのか。

概要の40ページの一番下に、1,398万円という、これが載っておりますけれども、先ほどの1,195万円の中に、お礼のそのものと業務の作業料が両方入っているというふうに理解したんですけれども、先ほどのこの1,398万円との関連について、併せてお礼が本当に幾らなのかというのを教えていただけますか。

○佐々木企画調整課長

ただいまの御質問で、当初予算案の概要のふるさと光応援寄附金が1,398万円で、予算書のほうの業務委託料ですか、これが1,195万円ということで、その違いということですかね。

○仲小路委員

いいですか。

○佐々木企画調整課長

まず、ふるさと光応援寄附金支援業務委託料の内訳でございますが、ふるさと光応援寄附金の業務の一部を、お礼品管理業務として業者のほうに委託をしております、その費用が委託料の1,195万円ということで、その中には業務料金として寄附金額の8%で契約をしておりますので、2,500万円の寄附の見込み額に対して8%を乗じた220万円の、まず業務料金が発生しております。

それから、お礼品として寄附金額の3割で積算した750万円がお礼品代、それから、送料の額は商品によって配送料が異なりますけれど、現在の状況から、寄附金額のおおむね9%程度と積算して225万円の合わせて1,195万円を業務委託料の内訳として見込んでおるところでございます。

それから、それ以外の費用といたしまして、3段目の寄附等返礼費、これがインターネットを介さずして、直接市にお持ちいただいたものに対してお礼品を送るための経費を別に計上しております、市のほうで直接お礼品を発注いたしますので、これが15万円。それから、消耗品費や、あと8段目の手数料189万8,000円のうち、ふるさと納税に係る代理納付の手数料として49万5,000円、それから、申込みシステムの利用手数料として137万5,000円です。全て合計したものが1,398万円ということになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○河村委員

51ページの指定管理候補者選定委員会委員報酬のところ、三島と市民ホールと言われたような気がするんですけど、もうちょっと詳しくお知らせください。

○山岡財政課長

委員より、指定管理者候補選定委員会委員報酬の光市民ホールと三島健康交流施設の更新について、少し詳しい内容ということで御質問いただきました。

光市民ホールにつきましては、3年契約を結ぶ予定の内容となっており、令和4年の4月1日以降の指定管理の契約を結ぶ方向で、現在、所管課で準備をしております。また、三島健康交流施設のゆーぱーくにつきましても、5年契約の最終年度を迎えますので、5年契約を結ぶための準備を進めており、この候補者を選定するため、指定管理委員会を開くこととなります。

いずれの2施設についても、公募を該当する指定管理の施設となっておるところでございます。

以上であります。

○河村委員

三島のゆーぱーくは、今年度が契約満了なの。同じなんでしょう。

市民ホールは文化振興財団じゃなかったんかいね、これは。

○山岡財政課長

文化振興財団が、現在、指定管理者となっております。

○河村委員

とすると、ほかの文化センターとかふるさと郷土館がありますよね。そういったものも一緒にひっくるめて、何か契約の中身を変更しようということなんですか。

○山岡財政課長

いえ、光市民ホールは光市民ホールのみで契約をするということになっております。以上でございます。

○河村委員

何か特段変更するようなものがある予定ですか。

○山岡財政課長

中身につきましては、現在、所管課で検討しており、またプロポーザル等を実施することになると思いますので、現時点では把握しておりません。以上でございます。

○河村委員

55ページの上段、賠償責任保険のところ、市道・農道と言われたんですが、道路管理者が市長というところの道路、生活道路を含めて、それは入っていないんですか。

○山岡財政課長

委員より、賠償責任保険料の道路の種類についての御質問をいただきました。

ここに上げている賠償責任保険料の対象となる道路につきましては、原則、市道、市が法令通達等により管理している農道及び林道、市が所有、使用または管理している里道、赤道、沿道等も対象になっております。また、そのほか市が管理を行っている道路の付属物等が対象でございます。

以上でございます。

○河村委員

今、言われたその道路、道は、道路管理者は全部市長じゃないんかね。

○山岡財政課長

道路台帳に明記されておるところでございますので、管理者は市長にあると思っております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。通常、最近、市道以外については、地元管理というような話を強調されすぎて、結構、地元が大変な状況なんです。

こうやって責任保険料まで払って事故が起きたときの対応をしようということですから、そういった維持管理については、当然、行政が責任を持つべきだと、こう思いますが。どんな思っていますか。

○山岡財政課長

委員より、市が有する土地等の管理についてという趣旨の御質問をいただきました。

道路につきましてはそれぞれの所管課で管理しており、一概に市が管理すべきと申し上げることはできませんが、財政課が管理している普通財産の管理につきましては、地域等の協力を得ながら、またここで設けております財産維持管理委託料の425万1,000円のうち100万円については、市民からの要請に応じて、草刈り等の対応を行っております。

今、委員からも御提言ございましたように、地域での活動が難しくなっておるという状況は、財政課といたしましても認識しており、今後は財源の確保に努めることを視野に入れながらも、市民の皆様のお力等もお借りしながら、適切な管理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

今、道路の維持管理と、事故とが密接な関連があるので、そういった話をしましたので、ぜひよろしく願いをしたらと思います。

それから、先ほどの中山川ダムの維持管理なんですが、県のほうでは計画的な、たしか長寿命化計画とこういうふうに言われましたが、もう相当年数経過しておりますので、以前にもそのお話を出して、県と3市とで協議会をつくって、そこでそういった維持管理については金額を出してほしいというふうに、ちょっとお願いをした経緯があって、そのときは駄目だったんですが、ぜひ何回でもええから、そういうことを、もうこれから先、あそこは岩国じゃから、もうやらんというなら、もうそれでええんですよ。

だけど、ある程度、うちにもその当初からの責任があるので、やるとすれば、そういうふうな何かをやらうとするときに、その意見を言う場がないと、一方的に負担をするだけじゃ、ちょっとそれは余り面白くないんで、そういったものをやっていただいたらと思います。

それから、71ページの上段、水道事業会計の負担金2,600万円なんですが、ちょっと詳しい中身を教えてもらっていいですか。

○佐々木企画調整課長

水道事業会計負担金について、概要を詳しくということでございます。

水道会計負担金につきましては、自家用工業用水道事業の取水及び企業局への給水業務を行う水道局への負担金として、1 m³当たり4.6円の計算で、1年間分を計算しまして2,604万1,290円という積算でございます。

以上でございます。

○河村委員

工業用水の管理委託をということですね。

○岡村政策企画部長

工業用水道料金の供給単価が17.1円なわけなんですけど、これは、いろんな経費を積み上げて総括原課方式によって求めているわけなんですけれども、そのうち、水道局のほうで担う部分、人件費であったり動力費であったり、そういうものを積み上げた額が4.6円になりますので、水道局のほうでかかった経費を負担金というような形でお返しをしている、お配りをしている、そういったものでございます。

以上でございます。

○河村委員

31ページ、中段、土地建物貸付収入ということで、ここで該当するかどうかは分かりませんが、例の市道岩狩線のところの借地があるわけですが、もう道路計画ができて、もう10年が経過する中で、今もって、不法占拠じゃないですね、この場合は、貸しているわけですから。そうは言っても拡張計画ができていのに、それを継続してずっと置いておくというのが、どうも理解に苦しむんですが、何か早期の解決方法というのはないんですか。

○山岡財政課長

委員より、岩狩市道計画河川上の建物についてのご質問をいただきました。

委員からの御案内を受け、1月末に契約者の方とお話をさせていただく機会がございましたので、そのとき現状についてお伺いいたしました。

その結果、借受人も土地の返却の意思は持っておられますが、家屋解体撤去費や現借家の借受人等の退出等の課題を抱えており、すぐに解決することは難しいというお話をいただきましたので、今後も引き続き、継続的に交渉は進めていくこととしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

例えば契約期間満了するときには、その持ち主が解体をせにゃいけんとかいう契約があるんですか。

○山岡財政課長

契約には明記してはおりません。

○河村委員

だとするならば、行政のほうでそういった解体費については捻出をすることができないのか、できるだけ、中にお住まいの方がいらっしゃるんで、その方の意向まで無視して、退去せえということにはならんのですが、一応、解体費をどういう形でか捻出してでも通学路にあたっているところを整理をする。物すごい、あそこ、見栄えが悪い、その周辺を含めてです。

だから、ちょっときれいにすることが非常に大事だと思いますので、そういったところもよく検討して交渉をしていただけたらと思います。

そのときに、ちょっと本会議でも質問したんですが、要は公会計の中で、赤線・青線のたぐいの場合、もう一括で1万円とかという計上なんですけど、余りにも土地が広いんで、公会計の見直しが要るんじゃないかという話をさせてもらったんですが、どんなですか。

○讚井会計課長

公会計の固定資産台帳に関する事なので、私からお答えをさせていただきます。

固定資産台帳ですが、土地については評価額というものが掲載されておるわけですが、これは国が示しております公会計マニュアルに従って掲載をしているところであり、昭和60年度以降に取得した土地につきましては、原則取得価額で登録するという事になっております。

それから、取得価額が不明なものは、固定資産税の評価額を基準とした評価となっております。

昭和59年以前に取得した土地につきましては、原則、固定資産税の評価額を基礎とした評価額になっております。現在そういう形で固定資産台帳のほうに登録をしている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

飲み込めんかったんですが、言われんとすることは分かるんですけども、現実的にあそこの場合は従前から取得しておりますから、固定資産価格で評価がしてあるということなんですか、間違いなく。

○讚井会計課長

取得価額が不明なものについては、備忘価格1円ということで登録するという事に、マニュアル上、なっております。

以上でございます。

○河村委員

途中でマニュアルの変更があつて、要は赤線・青線の幅、道幅あるいは水路幅が大きいものについては、時価をというような話をさせてもらったんですが、それはなかった。

○讚井会計課長

道路、河川、水路につきましては、昭和60年以降に取得されたものについては、原則取得価額ということになっているんですが、金額が不明なものであったり、寄附等であったりするものについては、やはり備忘価格1円ということになっております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

その一番下の土地売払い収入8,000万円なんですが、花園線のところで7,000万円の収入があるということなんですが、例年、要は遊休地といいますか、普通財産の売払い収入を7,000万円じゃったですか、6,000万円じゃったですか、見込んでおりましたが、そういう見込みはないの。

これは、単にその公共用地として買っていただくだけで、そうじゃない普通財産についての販売見込みとか、そういうものはないんですか。

○山岡財政課長

委員より、土地売払い収入の8,000万円についての御質問をいただきました。

土地売払い収入につきましては、行政改革大綱の中で、毎年、1,400万円の予算を計上し、その目標に向かって売却を進めております。

今年度につきましては、計画で決めました1,400万円と、川園線の売上げ用地を、約6,600万円程度と見込んで、合計で8,000万円を見込ませていただいたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

結構です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第10号 光市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 令和3年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：高橋地域づくり推進課長、小田生活安全課長、秋友浅江出張所長、杉本税務課長、中田市民課長、大山人権推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

17ページですけども、真ん中辺りの飲料水供給施設使用料41万5,000円ですが、これは、今、牛島にいらっしゃる世帯が20から30ぐらいですけども、その通常の水道料金の収納ということでしょうか。

○小田生活安全課長

牛島飲料水供給施設使用料41万5,000円は、牛島における令和2年9月の検針分を基準に、その直近1年間の水道使用料実績を基に算定しているものでございます。

○仲小路委員

これは、牛島以外の水道料金と同じ基準で徴収されているということによろしいでしょうか。

○小田生活安全課長

牛島の水道料金については、平成24年度から光市水道給水条例を準用していますことから、他地域の水道料金と同様の基準となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

もう1点ですが、73ページですけども、一番下から2行目の行の市税過誤納還付金

1,150万円ですが、この内容について、ちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○藤本収納対策課長

市税過誤納還付金1,150万円は、過年度分の税額更正による還付金を予算措置しております。

主なものは、法人市民税の予定納税分になりますが、税額更正については、なかなか確定できない状況にありますことから、例年の実績等に基づき、予算措置しております。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第2号 令和3年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第4号 令和3年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市再犯防止推進計画（案）最終報告

説 明：大山人権推進課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第9号 光市部制条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

今回、組織の編成がありますけども、業務内容については、変化はありますでしょうか。

○橋本大和支所長

市民部に移管後の支所の業務内容についての御質問ですが、市民部に移管後の業務内容につきましては、引き続き現行の光市支所及び出張所事務分掌規則に基づきまして、業務に努めてまいりたいと思っております。

○仲小路委員

分かりました。

あとほかに、今、住民福祉課が兼任になって、一緒になっておりますけども、今回、課ということになるのですか、それとも部のままというか、部という扱いになりますか。それとも課という扱いになりますでしょうか。

○加川総務課長

市民部の所管に入ることになりますので、部としては市民部が「部」になりますから、大和支所は、課長をトップとした体制という形になります。

以上でございます。

○仲小路委員

ということは、住民福祉課はそのまま、係が2つあるというイメージですかね。

○加川総務課長

新年度の人事と、あと、部制条例に関わりのない課とか係の件につきましては、これから決まっていくわけですが、大和支所の組織体制につきましては、現状を維持する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第11号 光市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第12号 光市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第21号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第1号 令和3年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

説 明：加川総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：中原消防担当課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

お疲れさまです。予算書の51ページで、概要は12ページになるかと思ひます。ここの防災指令拠点整備事業が1億5,000万円ほどつひているかと思ひうんですけれども、この防災指令拠点整備事業のこれまでの進捗状況を、まずお聞かせ願ひえますか。

○加川総務課長

防災指令拠点整備の進捗状況でございますが、基本・実施設計委託料の関連予算を御議決頂きました9月以降で、御説明させていただきます。

まず、用地取得につきましては、地権者の御協力の下、11月から12月にかけて、補償コンサルタントによる現地調査及び補償費用の算定を行ひまして、その結果をこのたびの予算に計上しているところでございます。

それから、基本・実施設計につきましては、先ほど少し御説明いたしましたとおり、今月4日に基本・実施設計業務の委託契約を締結して、業務に着手をしたところでございます。

それから、防災行政無線親局等本庁から防災指令拠点施設に移設した場合の電波の送受信の感度状況を調査するための防災行政無線電波伝搬調査、こちらにつきましては、業者による現地調査を終えたところであり、この結果を基本・実施設計に反映することとしております。

以上が、進捗状況でございますが、おおむね基本計画でお示したスケジュールに沿った形で推移しておりまして、現時点で予算措置が必要なものは、令和3年度予算に計上できたというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

全御説明ありがとうございます。概要はよく分かりました。

今の、これまでの進捗状況を踏まえて、これからの用地取得であったりとか、今後のスケジュールというか、どのように進めていくのかというのはお伺ひできますか。

○加川総務課長

今後の予定でございますが、まず令和3年度、用地取得につきましては、補償費の単価が6月以降に確定いたしますので、それを受けて具体的な金額を提示した上で、地権者の方と交渉に着手をしたいと思ひます。令和3年度中には、用地取得を終えたいというふうに思ひております。

また、予算を上げておりますけれども、整備予定地における地質調査、これも6月頃ま

では実施をして、その結果を踏まえた上で、8月末までには基本設計を、それから、令和4年の3月末までには、実施設計を完了する予定としております。

さらには、総合防災情報システムにつきましては、夏頃までに業者を選定した上で、令和5年度までの3か年で構築することとしております。

次に、令和4年度以降になりますけれども、こちらは、4年度から5年度にかけて、建設等工事を行う予定としております。

また、工事の予定価格が1億5,000万円以上となる場合には、光市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、この規定に基づき議会の御議決を頂くこととしております。

なお、供用開始につきましては、令和5年度中としておりますが、災害への備えには一刻の猶予もございませんので、令和5年度のできるだけ早い時期に供用開始ができるよう、スピード感を持って取り組んでいく予定としております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございました。おっしゃられたように、一刻も早い完了が望まれますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○森戸委員

予算概要の12ページの避難所環境整備事業についてお尋ねをいたします。

これについては、どこで、どのぐらい、どうやって受け入れるのか、その辺のところからちょっとお願いします。

○小熊防災危機管理課長

ペットの同行避難の関係だと思えるんですけども、まず、この事業に関しましては、新たな取組ということになりますので、少し経緯と現状を含めて御説明のほうさせていただければと思います。

まず、ペットを連れた避難に関しまして、環境省のガイドラインのほうでは、災害時のペットの飼育管理は自己管理であるということとともに、避難する場合にはペットを連れて逃げる同行避難、これが基本というふうにされているところでございます。

この同行避難への対応につきましては、避難所運営における大きな課題の一つとなっているところでございますが、全国的には屋外等へペットのケージ置場を設けて、人のスペースと分けた上で、ペットのいる避難者とそうでない避難者、これを同一の避難所で受け入れるといったような例が多く、本市におきましても、避難勧告等発令して避難所というふうになった場合に、受入れ可能としておりますが、ペットにつきましては、屋内には入れずに屋外の軒下、あるいは離れた場所といったところでスペースを設けるようにしているところでございます。

しかしながら、同一な避難所で受け入れるとした場合には、鳴き声や毛の飛散、臭い

といった衛生面、それから避難者の中には動物アレルギーを持った方もいるということなどから、トラブルが発生する確立が高くなるということが言われておりまして、専用の避難所を開設することが理想というふうに言われているところでございます。

また、軒下等では、ペットがどうしても風雨にさらされるといったこともございます。さらには、新型コロナウイルスの感染症対策のために、これまでより避難所での必要なスペースが増加しているといった状況もございます。

こうしたことを踏まえまして、市長が施政方針の中で申し上げましたように、ペットのいる避難者とそうでない避難者、双方が干渉し合うことのない避難所生活を送ることができるよう、避難所環境の整備に取り組むというふうにしたところでございます。

そのための方策といたしまして、ペットの飼育管理は原則飼い主の責任で行うといったことを前提に、ペットの同行避難に対応できる専用の避難所、これを市内に1か所開設することとしたいというふうに考えているところでございます。

このための予算としまして、先ほど総務課長の説明にございましたように、ケージ置場で使用するブルーシートや消臭剤、ごみ箱、こういったものの購入費用を計上したところでございます。

また、運営のほうに係る具体的内容につきましては、運営を担う所管となります環境部と今後詰めていくこととなりますが、受入れ対象につきましては、ケージに入れることができる室内飼育の犬や猫、あるいは小動物、これは小鳥とか小型のげっ歯類、ハムスターといったようなものを想定しているところでございます。

あと、受入れ数に関しましては、専用避難所をどこにするかということで変わってまいりますので、現時点ではお示しができないんですけれども、駐車場を含む施設規模や周辺環境、それから平常時の利用状況などを勘案しながら、なるべく早い段階で専用避難所とする施設のほうを選定してまいりたいというふうに考えております。

この取組に関しましては、全国的にも先行事例の非常に少ない取組ということになります。手探りの部分も多く、いろいろな課題も今後出てこようかと思いますが、関係所管とも連携しながら、着実に準備を進めて、台風シーズンを目途に実施のほうをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

今、光市で、たとえばその、犬を飼われている方、猫を飼われている方含めて、どのぐらいの構想、想定といたしますか、見ているわけですか。その辺のところ。

○小熊防災危機管理課長

実際に、これ、犬のほうの登録数でしかちょっと分からないんですけれども、環境部によれば、おおよそ2,000世帯ぐらいというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

受け入れるとしたら、どのぐらいまで受け入れるとか、その辺の何か見積もりみたいなものがあるんですか。

○小熊防災危機管理課長

その受入れ数につきましては、先ほど申しあげましたように、専用の避難所をどこにするかということになってこようかと思っておりますので、この辺で検討を併せて進めさせていただきたいと考えております。

○小田総務部長

どの程度受入れが可能かのお尋ねでありますけど、本年度は、市長指示に基づいて、本事業に着手をするということで、これから仮の開設をして、試行的に実施をしていって、全体数どこまで増やすべきなのかということも含めて対応していきたいと思っております。

ただ、大規模地震等が起きた際におきましては、やはり今の2,000全てが避難される受入れ場所というのは当然ございませんので、そういう部分を除いて、通常の避難の部分であれば、今の指定避難所、これにプラスアルファで設置をしていくと。当面は、市内1か所程度で試験運用を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。それと、これまでに受け入れたケースというのはあるのかどうかということと、もしそれがあれば、何に基づいて受け入れたのか。何にというのは、何かどこかに受け入れが可能ですよと書いてあるかとか、その辺のところ分かれば、お願いします。

○小熊防災危機管理課長

まず、実績に関してなんですけれども、これについては、今まで問い合わせのほうは頂いたことはあるんですけれども、実際に連れて避難されたといったようなことは、今のところ報告としては上がってきておりません。

今現在、受入れに関しては、避難所運営マニュアルのほうに、避難所に連れて来られた場合には、場所を——その施設よってにはなりますけれども——確保した上で、何とか受け入れるといったような形になっております。

以上でございます。

○森戸委員

私は30年災害のときに、実際にペットはどうなんだというふうに聞かれたときに、問い合わせもせずに駄目だろうということで、息子さんがおられるところに預かっていたという形でしたんですけれども、受入れが可能だということはそもそも知らなかったもので、今後、そういうことが可能なんだということのお知らせといいますか、その辺についてはどのように考えておられますか。

○小熊防災危機管理課長

今の、避難所でのペットの受入れの可否についての市民への周知ということになるのかと思いますけれども、この辺は、実際、新しい事業に取り組むところでもあります、基本的には連れて来られることが可能であるということは周知のほうさせていただいて、新たな事業を始めるときには、さらなる周知のほうに努めたいというふうに考えております。

○小田総務部長

先ほども言いましたように、委員も仰せのように、キャパの問題がありますので、やはり市としては受入れが、ある程度の数量の受入れが可能だということを併せてお示ししないと、うちもペットを飼っておりますが、つい連れて避難するのかなのかというのがありますので、試行段階ということで、そのPRをしながら、当面は、受入れが可能な数も併せて御紹介をしていくというような形になろうと思います。

以上です。

○森戸委員

了解しました。それともう1点だけ。

予算書の69ページですかね、防災士の育成の補助金てなことなんですが、現在、どのぐらいこの制度、補助制度自体がいつ始まったのか分かりませんが、いつ始まって、今どのぐらいいらっしゃるのかということと、市の補助金だけではなくて、それ以外で、企業等も含めて防災士になられている方がおられると思いますが、それも含めてどのぐらいいらっしゃるか、現時点で。

○小熊防災危機管理課長

まず、防災士の育成補助金のほうなんですけれども、こちらのほうは、平成26年度に開始をした事業でございます。今年度も含めまして、この制度を利用して防災士の資格を取得された方につきましては、累計で29名ということでございます。

あと、市内の防災士さんというところなんですけれども、これは、日本防災士機構のほうに従前確認したところ、令和3年2月末時点の数字で申し上げますと、光市61名というふうに聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

61人の方がおられて、それぞれの会社とか地域で活躍されておられると思います。

以前も、1回、2回程度、防災士の連絡協議会というものを開催されたと思いますが、それ以降は開催されていなかったと、いなかったかと思いますが、コロナの関係もあったかと思いますが、やっぱり、横の連絡をどうつけるか、で、情報交換して、それぞれの研さんに励むということも必要だろうと思いますので、その点については、何かお考え

等がございますかね。

○小熊防災危機管理課長

今、委員のほうからお話がありました防災士さんの連絡会議といたしますか、それを以前平成29年度と30年度、この2か年にそれぞれ1回ずつ開催したことがございます。これは、今委員さん申されましたように、実際に地域で活動される皆さんの顔合わせ、それから情報交換といったことを目的として開催いたしまして、今年度につきましては、コロナといった状況もあったので開催はしておりませんが、今後も何とかコロナの状況を見ながら、可能であれば開催のほうは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

よろしく申し上げます。それと、いろんな防災訓練等で防災士がいろんな活動をされているわけなので、お手伝いもいただいて活動されているんですが、そのときに、例えば、防災士と分かるヤッケとかベストとか、そういうものも、そういう声も出ていたんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですかね。

○小熊防災危機管理課長

今のは、防災士さんと分かる形のものにはビブスとかということになるんだと思うのですが、これは、地元の自主防災組織等が実施されます防災訓練の中で、貸出しも可能でございますので、もし必要があれば防災危機管理課のほうにおっしゃっていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

5 議員提出議案関係分

(1) 付託事件審査

①議員提出議案第1号 光市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

説 明

○大田議員

議員提出議案第1号の提案説明をしたいと思います。

市議会が応分の責任と倫理、品位と見識持つ政治活動を行い、市民の皆様から一層信頼を得られますよう、いろいろ皆さんに説明してきましたが、今回の議員提出議案上程の経過について御説明いたします。

令和2年12月4日に、倫理審査会設置の申請を議長に正式に提出しましたが、同年12月17日に林副議長より受理できないということで差し戻しをされました。

後日、理由を議会運営委員会にお尋ねしましたところ、政治倫理基準の第3条に該当する記載がなく、書類不備のため受理できませんという回答を職務代理者の林副議長からいただきました。

また、市議会事務局からは、この倫理審査会の設置申請書は議長が預かったもので、市議会事務局が正式に受理したものではないとの説明もありました。

この件を今回の一般質問でただしましたところ、行政文書の取扱いといたしましては好ましくないとの御回答もいただきました。

私は、また、令和2年12月23日に改めて倫理条例に係る審査請求書を再提出いたしましたところ、正式に市議会事務局に受付をしていただきました。

令和3年1月25日に、光市議会政治倫理条例施行規則第4条の2項に基づき、以下のような補正の命令がございました。

1、補正を要する箇所。

(1) 政治倫理基準第3条に該当しない記載箇所及び違反を証する資料の削除。

(2) 違反の内容における中本議長の不正な圧力がかかり、公正な市議会事務局の取扱いになったと考えられます記載内容を証する明確な資料の添付。

(3) 違反の内容における倫理条例審査会他語句及び字句の誤りの修正。

2、提出期限、令和3年2月16日火曜日。

上記補正が行われない場合、同条第3項の規定に基づき当該請求を棄却しますとの内容でございました。

私たち光市議会議員政治倫理条例を議会で議決いたしました。光市議会政治倫理条例施行規約様式第4号の申請書には、違反の根拠が倫理条例第3条に限定された形で明記、印刷されております。私たち議員が目が届きにくい所に制約がかけられていることに大変驚きました。

本来、この条例は、市民の皆さんに対する市議会議員として責務を果たすため、積極的に倫理審査会を設置し、その説明責任を果たす場であると解釈をしておりましたが、条例の趣旨に反して、どうしても仲間うちをかばう意識が働くのか、倫理審査会は何が何でも設置させないという結果になると強く憤りと無力感を味わいました。

そこで、今回、先進市町で導入されている第3条政治倫理基準を参考に、倫理の基準をより明確にするため、以下9点にわたり条例改正の御提案申し上げます。

一つ、市民の代表者として品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関しての不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

二つ、議員の地位を利用していかなる金品等も授受しないこと。

三つ、市または市が資本金その他にこれに準ずるものを出資もしくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」と言う）が行う許可、認可、指定等または請負、その他契約に関し、特定の者への有利または不利な取扱いをしないこと。

四つ、市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その権限までは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

五つ、市等の職員の採用、昇格または人事異動に関して特定の個人を推薦し紹介する等、これらの人事に介入しないこと。

六つ、議員の地位を利用して何人にも嫌がらせ、強制圧力、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

七つ、公正な議員活動を妨げるいかなる欲求にも屈しないこと。

八つ、飲食物の供与等、社会通念上疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。

九つ、公費から支弁された物品の使用に当たっては、その目的に従って常に適正に行うこと。

光市議会議員政治倫理条例の目的には、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市議会議員が政治倫理の確立と向上に努め、その地位による影響力を行使して自己または特定のものの利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼に応え、清潔、かつ公平で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とすることと記載されております。主権者たる市民の期待に沿うべく、ここにお集まりの良識ある市議会議員の皆様、この条例改正に御賛同賜りますよう重ねてお伝え申し上げます。

以上、説明といたします。

質 疑

○仲小路委員

それでは、第3条1項についてでありますけれども、第3条の1項の後半部分が、その職務に関して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこととありますけれども、これは不正のおそれのある行為にさらに疑念を持たれるとの表現が加えられることによって、行為の範囲がより広くなり、日常の言動の様々な場面が対象となる可能性があります、基準になりにくいように思いますが、いかがでしょうか。

○大田議員

第1項の一切の行為を慎み、職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為のことをお聞きされているわけですか。

○仲小路委員

ですから、疑念持たれるということを加えることによって、その行為の範囲が非常に広がって、様々な場面が対象となる可能性があって、基準としては範囲が広過ぎるのではないかなという。

○大田議員

疑念を持たれることのないように、市議会議員自体が持たれないようにするということを求めているというふうに私は認識して書かせていただいたんですが。

○仲小路委員

ということは、普通の行動であったとしても何か、もしか悪いことをしてるんじゃないかというふうな形で疑いを持たれるような行為そのものが既に対象になるということではよろしいですか。

○大田議員

それは議員自覚の問題であると思いますので、それで行ってもらいたいと思っております。

○仲小路委員

分かりました。

○西村委員

3点ほど質問をさせてください。

まず、1点目なんですけれども、現行条例の3条には、3条の頭に、議員は法令を遵守しというふうな記載があると思うんですけれども、改正案にはこの文言が削除されております。その理由をお聞かせください。

○大田議員

ちょっとお待ちください。私もいろいろ聞かれることを想定して書いております。今、3条に、議員は法令を遵守しと書かれていたのに今回は書かれてないから、その理由をお聞かせくださいということでございますか。

○西村委員

そうです、そのとおりです。

○大田議員

議員は法令遵守ということは、条例法令を差すことになり、条例……、倫理条例以前に当然守るべきことでありますから、具体的に倫理の範囲を示すことではないと思って削除をしております。また、宣誓書にも書かれておりますので、議員としてその宣誓書

は当然守られるものと思っておりますので削除いたしました。

○西村委員

ありがとうございます。分かりました。

2点目なんですけれども、今回の倫理基準の3項には、(1)番から(9)番まで様々書かれておるんですけれども、その中に市職員に対し、品位と名誉を損なう一切の行動を慎むこと、そして、市の職員等の許認可、認可、指定またはその請負、請負その他契約に関して特定の者へ云々というふうに、現行条例よりも限定的に記載しているように一見見受けられるんですけれども、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。

また、狭まっているというふうに私は解釈をしたんですけれども、その点についていかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○大田議員

それほど私は狭まっているとは考えておりませんが、第1に該当するものに加え、これまで市を対象としておりましたが、本案は市と関係ある団体、例えば指定関係者とか委託業者とか請負業者とか補助金等を受給する団体等も一応差しているので、別段それほど狭まっているとは思っておりません。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

それでは、3点目ですけれども、以前、本会議場での答弁の中にそのお答えがあったということは認識をしておるんですけれども、以前、似たような倫理審査会を設置するような事案が発生をして、現行上、倫理審査会を以前設置をしたことがあります。

その政治倫理審査会を以前設置した経緯があるにも関わらず、現行条例の不快を感じる性的な行動の文言を削除した、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○大田議員

何の文言を削除した。

○委員長

いや、今、現条例の不快を感じる性的な行動の文言を削除したという御質問だったと。

○大田議員

不正な、不快を感じる性的な行為ですか、それを削除したというの、これは何人もとという言葉で表されると思うんですが、男性、女性、お年寄り、子供、外国人、法人などに含め例外認めないということであって、強いて言うならば、その他人権侵害のおそれがある行為をしないに含まれていると考えればよいのではないかと私も考えております。だから、何人という、性的という言葉や不快を感じる言葉は主観的な表現と私は考えておりますので、何人という言葉に内包することに改めさせていただいております。

以上でございます。

○西村委員

少し広く範囲をとったと、その中に含まれるというような解釈であったと思います。よく分かりました。ありがとうございます。

○中村委員

お願いします。今回、倫理基準の改正のみということなんですけれども、ほかのところは、改正は必要ないという判断をされたんでしょうか。

○大田議員

先ほど私の説明提案の中で申しましたように、倫理基準だけに一応不具合を感じましたので、改定させてもらったというように思っております。何か改定されて不具合があると感じられたのであれば、また皆様から意見も頂戴して、今後ともやっていけばいいと思っておりますが、別に、私は、これで今9件出した中で、何ら議員自体のことにしても倫理をしっかりとやっていけるものと考えておりますので、こういうふうに改定させていただきました。

○中村委員

ありがとうございます。

では、中身なんですけど、7号の公正な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないことって、こうあるんですけれども、もし想定されておられればいいですけれども、どんなことを、もしあったら想定されて、事案というか想定されているのでしょうか。いかなる要求にもっていう中身をお願いします。

○大田議員

言論の自由、投票の自由、選挙の自由など、議員活動をしていく上で決して屈してはいけないものがあると考え、こうした弾圧にも屈しないように明記するものであります。それでこの項を設けさせていただきました。

○中村委員

言論の自由と、もう一度お願いしていいですか。

○大田議員

言論の自由、投票の自由、選挙の自由など議員活動をしていく上で決して屈してはいけないものがあると考えております。また、こうしたことを弾圧に屈しないように明記するものであります。

○中村委員

分かりました。ありがとうございました。

それと、本会議の時の質疑になるんですけども、政治資金規正法に沿った寄附はオーケーという答弁がありました。条例案にはあらゆる寄附を受け取らないとあるんですけども、寄附を受け取ることのできる条例について、例外規定として改正案の基準に明記する必要があるのではないかと思うんですが、これに関してはいかがでしょうか。

○大田議員

例外規定として改正の基準に明記する必要があるのではないかということをごさいますか。

○中村委員

はい。

○大田議員

本会議場でも答えさせてもらいましたが、当たり前のことをごさいます、これを記述していかないと政治倫理の基準を満たしていかない、満たしていないことになりかねないので、これを記述させていただいております。

法令上、受け取ることができる対価を差しているわけではありませんが、議員の立場を利用して、書いてあるとおりの公平性を疑われるような授受を行うことでもあります。でも、どうしても皆さんがこれをこういうふうに変えなさい、変えなさいと言うのであれば、別に議案の修正しても別に異議を挟みませんが、要するに議員の立場を利用して、書いてあるとおりの公平性を疑われるような授受を行うことを差しているわけでもあります。以上です。

○中村委員

公平性があればオーケーという。

○大田議員

うんにゃ、だから、公平……、公平性があればオーケー……、要するに議員が正当な、議員が正当にもらえる立場、例えば議員報酬とかあれなんかは制度にもらえるあれですよ、それなんかに対しては別に言うておりません。個人的なほうから何かしてくれと頼まれてもらおうと、ああいうのはいけませんよとかいうことをごさいます。

○中村委員

そういう例外規定があるのなら、そういうのもちょっと中に入れたほうがいいのではないかなと思うんですが。

○大田議員

どうしてもそういうような例外規定を出したいんなら、例外規定を出してもよろしゅ

うございますが。まあ、要するに、議員が議員個人として皆さん市民の皆負託を受けた市民の皆様に潔白でありますよというのであると、そういうふうに思うわけでありませうから、こういうふうな文章になったわけでありませう。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

あと、例をちょっと挙げて、こういうのは当てはまりますか、というのをちょっと知りたいんですけど、議員の、今回議員のことなんですけど、議員間同士で、例えばもめたりしたりした時に、言動として議員を辞職しなさいとか何かそういう、地位を辞めなさいとか、そういう文言があったとしたら、当てはまりますか。

○大田議員

まあ、ケース・バイ・ケースですよ、それは。そう思います。

○中村委員

どういうケースが当てはまりますか。

○大田議員

要するにその議員に対して、そういうふうな、言わせるような言動を行ったという場合もあるんじゃないかと考えられる。まあ、ケース・バイ・ケースです。

○中村委員

先にそこだけを切り取るんじゃなくて、その前、前後に何があったかということが、そういうことがケース・バイ・ケースっていうことですね。分かりました。そのケースによって決めていけばいいじゃないかということですね。それはちなみに誰が決めていくようになりますか。そのケース・バイ・ケースを、そのケースごとに決めるっていうのは、誰が決めていってというふうになるような感じ、イメージが、イメージを持たれてますか。

○大田議員

んにゃ、だから政治倫理審査会ちゅうのあるんでしょう。

○中村委員

そこでもケースによって決めていくということで。

○大田議員

うん。

○中村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○萬谷委員

それでは何点か。先ほども中村委員のケース・バイ・ケース、基準においてケース・バイ・ケースっていうのが成り立つのかどうかちょっと疑問です。そこは置いときまして、本条例は過去に政治倫理調査特別委員会を設置して、議論に議論を重ねた結果、光市議会の総意をもって制定し、平成 18 年 10 月 1 日から施行したものでございます。このたび議員提出という方法をとった理由は何でしょうか。そして、各議員に賛同を求めるなど、可決成立に向け努力はされましたでしょうか。

○大田議員

すみません、もう少しゆっくりお願いします。

○萬谷委員

本条例は、過去、政治倫理調査特別委員会を設置し、議論に議論を重ねた結果、光市議会の総意をもって制定し、平成 18 年 10 月 1 日から施行したものでございます。このたび、その過程を経ずに議員提出として提出した理由は何でしょうか。各議員に賛同を求めるなど、可決成立に向け努力はされましたでしょうか、お聞きします。

○大田議員

これは、議員政治倫理基準の第 3 条をやるもので、変更するもので、全部を変更するものでないから、議員提出議案としてさせていただきました。皆さんに賛同を求められたかどうかということであったと思うんですが、それなりに私なりに皆さんにお見せはしております。

以上です。

○萬谷委員

それでは次に、全国的に議員の品位が叫ばれる昨今、倫理基準を拡大し、より厳格化することは否定はいたしません、逆に恣意的に運用されないためにも、様々な仕組みが必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

例えば、異なる会派からの連名を義務にするっていう市議会もございますし、いろんなところを付け足している議会もたくさんありますので、その辺は参考にされませんでしたでしょうか。その辺りのお考えをお示しいただければと思います。

○大田議員

ちょっと意味が分かりかねますが。他市を参考にされたと、されるべきであるかと言われたんですかね、ちょっと意味が分かりかねます。

○萬谷委員

他市を参考というところは、それはいろんな他市を参考に、大田議員も先ほどの説明の中で、他市もいろいろ参考にさせてもらったという文言がありましたので、当然それはいいんですけども、ほかの市を見ると、例えば2人や3人とかっていうところもありますし、異なる会派の連名を必要とすると。だから恣意的、簡単に言えば自分勝手な、的に運用されるっていうところをもっときちんと制度としてしなければ、制限しなければいけないのではないかと僕は思うんですけども、その辺りはいかがでしょうかということですよ。

○大田議員

12分の1条のあれ、別に12分の1以上の賛成者があれば別にいいと思っておりますので、何ら不具合はないと思いますが。そういうふうに複雑に変えようとされるんじゃないかと無理に変えられてもいいんですが、今現行条例では12分の1以上あれば何ら問題ない、そういうふうに思っておりますが、何ら不都合が、何かありますか。

○委員長

大田議員、すみません。

○大田議員

はい。分かりました。説明だけね、はい。

○委員長

はい。あと、今、質問は議員提出の规则的なところじゃなくて、今回3条だけの変更の議案になってるんですけど、全体的な部分での整合性も含めて必要ではなかったのか、その辺は検討されたのかっていうような質問だったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○大田議員

だから、第3条が不具合を感じたので、第3条のみを議員提出議案として提出させていただきました。

○萬谷委員

了解しました。

それでは、この条例、本年4月からの施行としておりますが、通常、周知期間を過ぎてというのが一般的だと思います。早急に施行する必要性はあるのかどうか、ちょっと考えがあるんですが、その辺の考えをお示してください。

○大田議員

4月1日から、別にその周知期間設けてやる場合もあるかも分かりませんが、大抵の条例は何月何日からということで施行になりますから、それで4月1日からと設けたわ

けでございます。

○萬谷委員

早急に施行する必要があると感じられたということでよろしいですか。

○大田議員

いや、早急に施行の必要があると感じられたんじゃないで、日にちを私どもが決めさせていただいたわけです。ただこれを 12 月 1 日から施行というふうに決めたんじゃないで、4 月 1 日から施行ということで決めさせていただいたから、この議会にかけさせていただいたわけでございます。

○萬谷委員

了解でございます。

それでは、次の法令に関しましては、不遡及の原則から、法令の施行後のということに限り及ぶものであって、過去の出来事には適用されないと考えておりますが、確認ですが、今回この改正案が通った場合、遡及適用についてはどのようなお考えかお示してください。

○大田議員

法令の不遡及の原則から法令施行後の出来事に及ぶものであって、過去の出来事には適用されないと考えておりますが、確認でございますが、遡及適用についてどのように……、ああそうか、うん、お考えでしょうかちゅことでございますいね。まあ現行制条例に十分対応できると考えておりますが、余りにも倫理の範囲を 3 条だけにこだわるお役所の仕事なので条例改正の提案することをさせていただいております。

また、不遡及のことは私も承知しておりますが、判断については法律家の先生に仰ぎたいと思っております。今、一生懸命そうやってから不遡及って言われておるんですが、多分私が皆さんにいろいろ質問させてもらっておることについてじゃろうと感じておりますので、そのことについて少し付け加えさせてもらいます。光専門店会の事案について 4,000 万円という売掛金の保証債務になる負債が議員歳費等で毎月 30 万円、いまだ現在も。

○委員長

大田議員、発言の途中ですが、少しお待ちください。

すみません、ちょっとここで暫時休憩とさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。ここで暫時休憩とさせていただきます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○萬谷委員

遡及適用についての大田議員の考え方もよく分かりました。特に、私はこれは強力な公益性が必要だということと、あと関係者の利益があるということが必要だというふうに遡及の適用は、そのようにちょっと思うというか、その文言を読んだ討論はそういうふうに私は感じております。ということで、やっぱり法律家を入れてきちんと議論が必要だというふうに、大田議員も先ほど申しましたので、そういうふうなことが、大田議員もそういうふうに思っているということ、私はそれで納得いたしております。

最後なんですが、審査請求の期限についてどうお考えですかということです。

他の市議会で、その行為があってから、早いところは1年以内とか5年以内とかというふうに期限が設定されているところが多いんですけども、今回の改正において同時に改正するべきだと僕は思っているんですが、いかがお考えでしょうか。

○大田議員

今のちょっとよく分からなかったんですが、私の議員提案に対して何と言っちゃった。

○萬谷委員

質問ではなくて、大田議員の答えに対しての僕の答えのことですか。

○委員長

いえいえ、先ほどの質問、もう一度繰り返しになるんですが。

○萬谷委員

今の質問。

○委員長

申し訳ないです。

○萬谷委員

審査請求の期限についてなんですけども、ほかの倫理条例を設定している市議会等は、例えば、早いところは、そのことが起きてから1年以内とか、長いところで5年以内というのがあったかなという、ちょっとあれですけど、期限が設定されているところが多いんですけども、今回この改正に合わせて、やるんなら、そのところも必要じゃないかなとちょっと思っていたんですが、その辺のお考えをちょっとお示しいただければと思います。今のままでは、20年、30年、40年前でもオーケーという考え方なのか、ちょっと教えていただければと。

○大田議員

審査請求に対して期限があるんじゃないかというようなあれなんですか。

○委員長

大田議員、20年、40年前のことも、対象としてすることができるのかどうか、その辺はいかがお考えかということをお聞きされていて。よろしくお願ひします。

○大田議員

だから、そのことを先ほど言おうとしたんです。だから、私は、その前に……

○委員長

大田議員、先ほどの件は別として、この提案についてのことだけをお考えを示していただけたらよろしいので、よろしくお願ひいたします。

○大田議員

だから、先ほどそれを言おうとしたんですが、今も現在も進行中でございますから、遡及の対象にはなりませんよということでございます。そやから、終わった事件に足して過去のことを言ったんじゃないなくて、今現在も進行中でございますからということで、不遡及のあれには当たらないよということをつけ加えていただこうと思って、例を挙げて言っただけでございます。

○萬谷委員

大田議員の考え方は分かりました。不遡及の原則、そして、遡及の適用につきましては、先ほど申しましたように、すごく複雑な公益性、関係者の利益等が絡んできますので、これは本当に法律家を交えて、本当にこれは遡及の適用ができるのかというのを必ずやっていかなきゃいけないとは僕は思っていますので、その辺をよろしくお願ひしまして、私の全ての質問は終わります。

以上です。

○森戸委員

何点か質問させていただきますけど、平成18年にこの光市議会政治倫理条例ができたんですけれども、その経緯をどのように認識されていますか。

○大田議員

平成18年制定されたと私も認識しております。そのことに関しては、市と議員との関係性に端を発した問題が表面化したので、議員の襟を正すために条例ができたというふうに感じております。そこにおいては、政治倫理基準も市と議員に限られたことのように今現在なっておるわけでございますので、私の提出議案としては、議員自身としても、襟を正すためにこの提案をさせていただいたわけでありまして。

○森戸委員

私は、この基準がどういうふうに変える必要があるかという点についてちょっとお尋

ねしていきたいと思うんですけど、重なる点もありますので。以前、光市議会でも議員のセクハラに関する政臨審が開催された件についてなんですけど、市役所や職員、その他関連団体に政治倫理基準が限定されるため、何人もという範囲を拡大するというように、範囲を拡大する必要性がマスコミ等でも指摘をされておりました。市民に対し、例えばセクハラとかパワハラをした場合、倫理条例の対象に、先ほども回答あったかとは思いますが、対象になるのかどうか。それは、どこに該当するのか。

○大田議員

議員の地位を利用して何人にも嫌がらせと、こういうふうに書いております。そのように何人ということではまると、私は思っております。該当すると思っております。

○森戸委員

その点は拡大をしたと理解をいたしました。

それと、(3)の市と密接な関係がある法人、先ほどちらっと出てきたんですけど、市と密接な関係がある法人とはどこまでを指すんですか。

○大田議員

先ほどもお答えさせていただいたんですが、(1)に該当するものに加えて、本案では、例えば指定業者とか委託業者、請負業者、補助金等の団体を指しております。以上でございます。

○森戸委員

補助金等の団体というのはどういう意味ですか。

○大田議員

1つ例を挙げてみれば、光市の商工会議所ですか、あれなんかも一応入るんじゃないかと認識しております。

○森戸委員

補助金を受給する団体ということかなと思います。そこまで広げられたというのはどういう理由ですか。

○大田議員

広げたというのは、不正な取り計らいがないように範囲を拡大したらいいんじゃないかと思っております。補助金等を受給する団体でも、その長でなくても影響力が行使できると考えて、そういうふうにさせていただきました。

○森戸委員

本会議でもあったとは思いますが、確認のため質問いたしますけど、昨今、SNSを

通じて誹謗中傷したりするケースが後を絶ちません。そういったものも対象になるのかどうか。

○大田議員

その他人権侵害のおそれのある行為をしないことということに該当すると私は思っています。社会情勢の変化にも対応できますように配慮するために、こういうその他人権侵害のおそれのある行為をしないことということで記させていただきました。

○森戸委員

(9) のとこなんですけど、公費から支弁された物品の使用についてはというところがありますけど、常に適正に行うことと、これはどういうことを想定しているんですか。

○大田議員

1つの例を挙げるとすれば、政務活動費を利用させてもらって、リースをしたパソコンとかタブレットなどが、場合に議会活動に使用することなく、個人などが私的に利用することなどが考えられるわけでございます。また、それを防ぐために一応そういうふうに条例として上げさせていただきました。

○河村委員

提出をされたときから、この政治倫理条例の改定案について、修正を加えることに私は特段の御意見は言われなかったと思うんですが、そういったことについては賛成なんでしょう。

○大田議員

一応修正を加えることには別段反対をしません、別にどなたからも、こういうふうに修正を加えたらいいじゃないかという提案はございませんでした。

○河村委員

普通、こういった議員提出条例でも、普通の執行部の意見でも一緒なんですけど、上がってきたものを修正することは可能なんです。そうすると、例えば、参考人として本人を問い詰めたりするようなことはせんのいね。というのは、ここの中でどういう形をして、最終的には製品が出来上がってくるかというのが大事なんで、提出者がこう思うと云って、みんなが修正するというのを、それを拒否することはできんのいね。そうすると、今までいろいろな質問がありましたが、それじゃあここはこういうふうに変えたらどうかとか、そういうことがあれば、そういう形にして、成案を見て、みんなでええ案をつくっていきやええのいね。だから、そういう努力を、要は委員長の采配がそういうふうにとっていくかどうかの問題なんで、その辺りについて、ちょっと一応皆さん方がどういうふうにしておられるのかという御意見をちょっと聞かせていただいたらと思います。

○委員長

それは、議員間討議をしたいというような話でよろしいですか。

○河村委員

いや、別にここでやろうが、議員間討議に切り換えようが、それはあなたの。

○委員長

いや、今審査中ですので。

○河村委員

それは、あなたの権限で。

○委員長

それでは、河村委員のほうから、議員間討議をしてみたいというようなお話がありました。審査の途中ですので、着座のまま暫時休憩して、皆様のご意見をお聞かせ頂けたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩中に各委員のご意見を伺った結果、本議案に係る議員間討議を実施する運びとなりましたので、これより実施します。

○西村委員

先ほど質疑で大田議員にいろいろとお尋ねをしたので、今のところは、私としては特になしということで大丈夫です。

○萬谷委員

先ほども言いましたように、ちょっと質疑もやりましたので、あんまりないんですけども、やはり根本的な考え方といたしまして、4月1日からの施行も含めてちょっと早いんじゃないかなという気持ちもありますし、平成18年の10月1日からの、前回は特別委員会を設置したんだというところから考えると、ちょっとやるならば、そういうようなものでちゃんと議論をすべきかなと、そういうのはちょっと思っております。

以上でございます。

○中村委員

私としましては、先ほど自分なりに質問して理解しましたので、特にありません。

○中本委員

議会に対するいろんな条例制定については、過去は、議員総意の下で制定をしておりますので、基本的にはやっぱり議員総意をもっていろいろ議論しながら、いいものをつくり上げていくというのが基本でありますのでということをお願いして、私の意見とします。

○河村委員

私は賛同者ですから賛成なんですけど、この政治倫理条例の中で特に3条の部分が、当初から市の職員に対するいろんな問題点の指摘であって、全文とちょっと不都合が生じておったというふうには私には理解ができましたので、その辺りについては、変更をする必要があるんだろうと。本来なら、今、全員の総意をもってやるという段取りは必要だと思いますので、別にどなたが議案を出そうがそんなことは関係なくて、総意をとるような方法で整理をしていくことが、私は望ましいんだろうというふうに思います。

○仲小路委員

この倫理基準ですけども、今までよりも範囲を広げると、そういう意味合いで非常に内容としては今後検討は大事だと思いますけれども、基準ということは、非常に内容をはっきりさせることが必要だと思いますので、その辺の基準に適合しているかどうかということについては、今後検討も必要かなというふうに思います。

以上です。

○森戸委員

質疑を通じて思ったことをちょっと述べさせていただきますと、やっぱりこの平成18年につくられたこの条例というのは、社会情勢の変化に対応できていないのかなというふうに思いました。というのが、市役所と議員の関係についてがほぼこの条例ですので、例えば、SNSとか、市民に対して例えばセクハラをしたりとか、そういう部分に関しては、この政治倫理条例では問えないというふうなところになりますので、やっぱりその幅は広げていく必要性というのを痛感しておるといいますか、ちょうどいい、考えるいいきっかけだなと思います。

それと、今、一昨年ぐらいから広島県の参議院選挙を通じて買収事件も起こりましたし、そういった意味において、政治倫理も広島県のほうでも開かれるということでもありますし、国での総務省と民間業者による接待とか、政治倫理が大きく問われているときですので、やっぱりより襟を正すといえますか、18年のときも、その条例の制定がされたことによって、議員一人一人が襟を正したと思いますので、今こそまた襟を正す場なのかなというふうに思います。

しかしながら、いろんな皆さんの懸念される点というのははっきりしてきましたので、この条例自体を読み解くのに、大田議員が出された条例自体を読み解くのに、やはりいろいろ質問してもケース・バイ・ケースというふうなところがありますので、その辺は少し不安だなと思います。基本的には逐条解説のようなものがいいかなと思います。そ

れを、あえてやはり手続論だとは思いますが、それを示してからでないといけないのか、後で示せばいいのかというのは、これ判断、今のところはできませんが、どちらにしても、これを機会に、政治倫理のこの3条は広げていくべきかなと思います。プラス、皆さんと一緒にテーブルに乗れる場、これも必要なんだというのが、今の皆さんの御意見を聞いてよく分かりましたので、それはそれで大変参考になりました。

以上です。

○小林委員

今回、政治倫理条例に関する議員提出議案ということで、大田さんから提出をされたものと、今まである政治倫理条例というものをしっかりと見比べました。今回、特に3条というところにフォーカスが当たっていたので、それに対する見比べたところ、非常に、私の個人的なこれは考え方なんですけど、やはり範囲が広がっているということに考えれば、議員の襟を正すという観点では、正直、私の中ではある程度理解はできるというふうに考えました。

これは、今日、本当皆さんのおかげで気づいたことがありまして、それは、この議論の中でやっぱり少し不明確な点が出てきたんです。先ほど森戸さんがおっしゃられたとおり、やはりケース・バイ・ケース、やっぱりこういう条例を定めるときの基準というところをしっかりと明確に定めることが必要だと思うので、その点についてはまた議員の皆さんと一緒に考えていく。そういうことができたらいいのかなというふうに思っています。

これを機に、この3条のともフォーカスをしますが、全体のことも踏まえて少しいろいろなことを議論できたらいいなというふうに思います。

私からは以上です。

○森戸委員

議員と一緒に考える場があればというような発言があったかと思うんですが、その辺はどのように考えられますか。今後そういうふうに向かっていきたいんだとか、前向きなんだとか、その辺のところ分かれば、そういうふうに御発言いただいた方には御意見頂けたらなと思います。

○萬谷委員

確かに、平成18年につくられた倫理条例だということで、多少古いというわけじゃないですけど、時代が進んだということで、いろんなケースが考えられるなというのは確かにあると思います。やはりパワハラやセクハラというところも当然職員だけではなくて、いろんなところに該当していかなきゃいけないという気持ちも当然あるんですが、これは、今の条例では、条例というか条例じゃなくても、パワハラを受けたとか、セクハラを受けたというこの訴えが出にくい状況ではあるんです。最後まで戦うんだと言ってくれば、最後まで戦えるんですが、戦えないときもありますので、そういう意味では、もうちょっとこう、というところもあるんですが、あまりにも噂だけで、先ほど仲

小路委員が質疑した中で、何かこういう疑いがあるだけで、じゃあ政倫審開かれるんかとなると、もうそのたびにその議員の名誉棄損になっていくということになりますので、これをわざとやろうと思ったら、さっき私の質問の中で恣意的になるんじゃないかという言葉もありましたけども、そういうふうに使われてくると、もうその議員をおとしめちゃろうと思ったらがんがん使えるようになってしまうんです。だから、そういう意味では、ちょっと考えなきゃいけないかなという気持ちは少しあります。

だから、積極的に改正していくのは賛成です。でも、そこもきちんと精査していきながら、本当に恣意的に、面白半分、自分勝手に使われるという危険性もあるんだというのだけは、皆さんもちょっと含めてやってもらいたい。本当疑いだけではできないというところもありますので、そういうところはよく皆さんにアピールした後に、やっぱり改正案には賛成です。

以上です。

○河村委員

今言われたとおりだと思うんですが、前回の政治倫理審査会をやられたときに、要は訴えられたのは議員、性格上、倫理条例というのはそういうもんなんだと。でも、じゃあ、誰がというのがなくてもやろうと。それはやっぱりちょっと間違いなんで、例えば、非特定を有するものでも、例えば、議会事務局にはきちっとしたそういった訴えはなければ、いやいや思うたんじゃけどの、いや何かそんな気がしたとか、そんなものでこれが成立して、公の場でいろいろ話をするというのは、ちょっとそれはおかしんで、名前をどうせ匿名にしたいというのであれば、例えば、それはそれでええんじゃけれども、きちっとした受付と、その訴えについては、それはきちっと整理をするというのが前提なんで、その辺りのところについても、できたら一緒に皆今回整理ができりゃと思います。

○森戸委員

萬谷委員が、私も全く同じ考え方で、この条例自体、私は社会情勢の変化に対応できていないと思いますので、本当にSNSは怖いなというふうに思いますので、ああいうケースはもうどこにでも出てくる話と、市民に対する部分、絶対必要だなと思います。

ただし、本当にこの条例ができたときに、今もそうなんですが、やり合いの応酬になるという可能性は絶対あると思いますので、提出の仕方とか、一体誰がやるかどうか、審査会を開く基準というか、誰が決めるのかという部分、これも公平性に少し欠ける部分があると思いますので、そこは第三者を入れた形で判断してもらうのかとか、議長が認めるときという形で、前回のセクハラ、特に証拠もないのに、議長が認めるときという条項に該当した形になっていきましたので、やっぱりそういう面も、公平性とか、そういうやり合いになるのを、歯止めみたいところは絶対必要なのかなということ、痛感を今したところです。

以上です。

○西村委員

これ素朴な疑問なんですけれども、さっきどなたかが、二、三人ぐらいが基準が広過ぎることで乱用されるんじゃないかとか、じゃあこれはケース・バイ・ケースだねというふうに言われたことがあったと思うんですけれども、僕にはその何が間違っているのかが分からなくて、というのもそのケース・バイ・ケースを判定するための委員会なんじゃないのかなと僕は思っていたんで、範囲を広くとって、それに該当する可能性があるんだったら、例えばやるならやる。やる中でそれ違ったねといったら、萬谷さんが言ったように、名誉棄損とかになるでしょうし、名誉棄損というのは、もちろん誹謗中傷、全く事実がないことに対してということになるんで、そもそもその事実がなければ、倫理審査会にも当たらないと思うので、その辺りの明確な基準というのは、そもそも設けるべきなのかどうかというのは、皆さんの意見を個人的に聞いてみたいところです。

○萬谷委員

確かにそういうふう思うところもあるけども、やはり1回新聞に文書になる、テレビで流れるとなったときに、それをわざとやってくる人が今から先出てくると思うんです、正直な話。例えば、全く事実無根なのに陥れようと思ったら、お金で雇った女の人にぽぽっと何かやってくれという可能性あるんですよ、これ絶対に。いらん証言してくれとかというのは。だから、それは絶対に出てくるので、やっぱり先ほど言われましたように、どっかの会議、どこやったかな、今はうちの場合は12分の1というのがあるけど、12分の1でも構わないけど、別会派の人間がサインせんにゃいけんとか、3人以上なんだとか、やっぱりきちんとみんなが公平な目で見て出せるというシステムをつくっておかないと、それは18人の人間おれば、それは、あいつのこと嫌いというやつもいっぱいおるじゃろうし、こいつのこと好きというやつもいっぱいおるだろうから、さっき言ったように、本当に恣意的に使われるというのが怖いだけの話で、その辺は、改正するならば、そういうのが絶対に必要だなと僕は思っていますということです。

だから、本当に1回、例えばSNSでもホームページに出る怖さです。あいつってこんなことしよるんぞって、根も葉もないことを書かれたら、それが本当になっちゃうという怖さがあるので、ましてや、議会の政倫審で取り上げられた、新聞にぽぽと書かれた、もうみんな本当だと思います、市民のみんなは。だから、そういう感じはやっぱり避けていきたいというのが僕の中にはあります。3人ぐらい責任持って署名したんならええじゃんというのもあります、だから、やるんなら、そういうことです。

○河村委員

要は、こういう条例を出すのに12分の1でええじゃないかと、こういうことと、あいつが言うたから嫌じゃとか、そういう問題は別なんで、要するに、どういう形であれ出てきたところと、じゃあ結論が同じかといえ、そんなことはないんで、出てきたのは、ある意味での提案じゃから、それはそれで受け止めて、それじゃが、成果物はこういうふうになるよというのがあるんよ。何か生き物なんじゃから、どういう形で結論づいてもええんじゃないけれども、あれが言ったら絶対嫌じゃというその発想はどっかで改め

んにゃ駄目です。

○森戸委員

ぜひ委員長のお考えもお聞かせいただいたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

すみません。発言をする機会を頂いたので発言をさせていただきます。

このたび政治倫理条例の改正ということで御提案ありました。このこと自体は、私も皆様の質疑がある中で言われたとおり、襟を正して、今の時代に合ったものに改正していくことについては非常にいいことだと思っております。ただ、議員が議会自体は合議体なので、自分たちの身分に関わることは、条例も含めて協議を行ってつくっていくというのが基本になってくると思っていますので、今後、議論が深まってよりよいものがつくり出していけたらいいのではないかと考えております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

これをもって、議員提出議案第1号光市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例に係る議員間討議を終了いたします。

これより質疑を続行します。

○委員長

なければ、質疑を終結し、これより討論に入ります。

○河村委員

今回の議員提出議案は、3条について今までの不備を改めようと…。

○委員長

何の発言ですか。

○河村委員

だから聞いたら分かるいね。別に質疑をしよるんじゃないの。討論じゃないっちゃね。動議なんじゃから、だから、話を聞かんじゃ分かるまあがね。動議って言わんでも、別に動議になっちよるんじゃないから分かるじゃろう。

○委員長

動議で、どうぞ。

○河村委員

人の話はきちっと聞いたらそれで済むんで。

この議員提出議案の今回の条例は、3条について、今までの瑕疵を改めようとするものでありますので、今の質疑を皆さん方のいろいろ聞かせていただく中で、よりよい形を目指すべきだと、こういうふうに判断もしましたので、できれば、継続審査をして、次回以降に、そういった新しい形といいますか、今回提出いただいたものを修正をかけて成果を目指すべきだと、こういうふうに判断をしますので御提案をいたします。

採 決：賛成少数「否決すべきもの」

討 論：

○萬谷委員

それでは、議員提出議案第1号について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

いろいろな意見を説明を聞かせていただきましたが、改善点も多いと思われ、また早急で唐突過ぎると感じております。また、今回の改正は、倫理条例基準のものであり、厳格化することは否定しませんが、先ほども言いましたが、逆に恣意的に運用されるおそれがあります。

現在、光市議会は、光市議会政治倫理条例や光市議会基本条例、そして、光市議会総意の下にこの倫理条例を制定し、議員一人一人は常に高い政治倫理意識に徹した議員活動に取り組んでおると思っています。改正の必要性が早急にあるとは考えにくいと思われ、今回の改正案は反対とさせていただきます。

○河村委員

それでは、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今回の議員提出議案第1号は、議員の政治倫理について、今まであった条例をさらに補完をし、よりよいものにしていこうと、こういう提案でございます。特に提案者より修正していただいてもいいと、こういうお話でございますので、ぜひみんなでいろんな形、成案を目指して努力すべきだと、こう思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○森戸委員

それでは、議員提出議案第1号光市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

先ほどからも何度も話させていただきましたけど、当初この条例は、市と議員の関係性についての件に端を発して、市役所と議員の関係についての襟を正すために平成18年につくられたという、先ほど大田議員の認識もございました。条例が制定された結果、

例えば、入札に参加をしていた議員も入札から外れたり、成果があったと思います。その後、光市議会では、市職員と議員のセクハラに関する政倫審も開かれ、マスコミからも基準の範囲を市民に拡大することが必要だという指摘もございました。また、SNSなどによる誹謗中傷など、社会情勢も大きく変化をしております。参議院選挙に絡む買収事件、国では総務省と民間業者による接待など、政治倫理が大きく問われる状況が現在も続いております。

今回の議員提出議案は、我々のさらに襟を正すために考え、よりよいものに変えていく機会だと感じました。しかしながら、3条以外にも条例は変えるべきところがたくさんあるなというふうに思います。大きくいいますと、審査の適否の判断は誰がするのかという点については、今後、公平性というところからも必要ではないかなと思います。

今後、新しい条例の検討委員会などでも発足をさせて、今回の賛否に関係なく、同じテーブルで議論をして、よりよい方向に議会を導いていくことが強く求められております。皆さんのそれに対する御参加と議会を変えていこうという気概に期待をいたしまして、討論を終わります。

○仲小路委員

それでは、議員提出第1号の反対の立場からの討論をさせていただきます。

この改正案につきましては、現行の条文に比べより詳細な内容が入っておりますけども、先ほども言いましたとおり、第3条1項で、その職務に関して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないことという、表現としては、基準としてはあまりに不明確であるというふうに考えられます。この第3条1項を適用して、日常の活動でも、見方によっては不正の疑念を持たれるという、そういう可能性もありますので、この条文としては、基準としては不適切ではないかと、そういうことで、この表現ということから見て、本条例に対しては、まだすぐに決めるということにはいかないと思いますので、反対という立場をさせていただきます。

以上です。

採 決：賛成少数「否決すべきもの」